

(第一類 第九号)

第二十六回国会
衆議院

商工委員会議録第二十八号

(五二二)

昭和三十三年四月十九日(金曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 福田 篤泰君

理事 鹿野 彦吉君 理事 小平 久雄君

理事 笹本 一雄君 理事 西村 直巳君

理事 加藤 清二君 理事 松平 忠久君

阿左美廣治君 岡崎 英城君

川野 芳滿君 菅 太郎君

佐々木秀世君 鈴木周次郎君

南 好雄君 横井 太郎君

片島 港君 佐竹 新市君

田中 武夫君 多賀谷眞穂君

中崎 敏君 永井勝次郎君

帆足 計君 水谷長三郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 水田三喜男君

出席政府委員

通商産業 長谷川四郎君

政務次官 松尾 金藏君

通商産業事務官 松尾 金藏君

(大臣官房長)

通商産業事務官 松尾 金藏君

官(通商局長)

通商産業事務官 德永 久次君

官(企業局長)

通商産業事務官 鈴木 義雄君

(重工業局長)

通商産業事務官 岩武 照彦君

(公益事業局長)

委員外の出席者

總理府事務官 山野 幸吉君

(自治庁財政 部理財課長)

農林事務官(農 地局愛知用水 公団監理官)

戸嶋 芳雄君

通商産業事務官(重工業局長) 古河 潤君

建設事務官(河川局水政課長) 国宗 正義君

専門員 越田 清七君

四月十八日

委員片島港君辭任につき、その補欠として安平鹿一君が議長の指名で委員に選任された。

同月十九日

委員安平鹿一君辭任につき、その補欠として片島港君が議長の指名で委員に選任された。

四月十七日

輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)(予)

同月十八日

固定抵抗器の技術提携反対に関する請願(正力松太郎君紹介)(第二八〇号)

同(長谷川四郎君紹介)(第二八〇二号)

同(橋橋渡君紹介)(第二八〇三三三)

固定抵抗器の技術提携反対に関する請願外一件(早稻田柳右エ門君紹介)(第二八五九号)

同(丹羽兵助君紹介)(第二八七三三三)

同(河野密君紹介)(第二八七七七号)

同外一件(綿瀬三三君紹介)(第二八九一三三)

中小企業団法制定に関する請願外一件(古島義英君紹介)(第二八〇四号)

同外一件(阿左美廣治君紹介)(第二八〇五五号)

同(福井順一君紹介)(第二八〇六六六)

同(福田篤泰君紹介)(第二八〇七七七)

同(淺香忠雄君紹介)(第二八三三三三)

同(丹羽兵助君紹介)(第二八三三三三)

同(横井太郎君紹介)(第二八三三三三)

同外二件(菅野和太郎君紹介)(第二八五八八号)

同外三件(大養健君紹介)(第二八六四四号)

同(石坂繁君紹介)(第二八六五五五)

同外三件(宇都宮徳馬君紹介)(第二八六六六六)

同外二件(岡崎英城君紹介)(第二八六七七七)

同(小枝一雄君紹介)(第二八六八八八)

同外二件(島村一郎君紹介)(第二八六九九九)

同外一件(林博君紹介)(第二八七〇〇〇)

同外三件(眞鍋儀十君紹介)(第二八七一一一)

同(花村四郎君紹介)(第二八七二二二)

中小企業関係二法案の早期成立に関する請願(山下榮二君紹介)(第二八三四四四)

商業調整法制定に関する請願(門司亮君紹介)(第二八四四四四)

自転車競技法の一部を改正する法律制定促進に関する請願(荒船清十郎君紹介)(第二八九〇〇〇)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

中小企業団法法案外三案審査のため

の委員派遣承認申請に関する件
自転車競技法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)

小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二二二二)

自転車競技法を廃止する法律案(永井勝次郎君外十一名提出、衆法第二五五五)

小型自動車競走法を廃止する法律案(永井勝次郎君外十一名提出、衆法第二六六六)

貿易に関する件
工業用水に関する件

〇福田委員長 これより会議を開きます。

まず、去る十二日本委員会に付託せられました永井勝次郎君外十一名提出、自転車競技法を廃止する法律案及び小型自動車競走法を廃止する法律案の両案を一括議題とし、審査に入ります。

まず提出者より提案趣旨の説明を求めます。永井勝次郎君。

自転車競技法を廃止する法律案
自転車競技法を廃止する法律案
自転車競技法(昭和二十三年法律第二九九号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二項から第六項までの規定は、公布の日から施行する。

2 通商産業大臣は、自転車競技法

の廃止が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 通商産業省に、競輪廃止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

4 審議会は、通商産業大臣の諮問に応じて、自転車競技法の廃止に関する対策を調査審議する。

5 前二項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

6 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十條中第五号の次に次の一号を加える。

五の二 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)の廃止を円滑に行うための措置に關すること。

第二十五條第一項の表中機械工業振興協議会の項の次に次のように加える。

競輪廃止対策審議会

臣の権限

自転車競

技法を廃止する法律(昭和三十三年法律第二百九号)を調査審議すること。

年法律第 号)附則第二項の規定により通商産業大

規により通商産業大

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約五百万円の見込である。

小型自動車競走法を廃止する法律案
小型自動車競走法を廃止する法律案

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二項から第六項での規定は、公布の日から施行する。

2 通商産業大臣は、小型自動車競走法の廃止が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 通商産業省に、小型自動車競走法廃止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

4 審議会は、通商産業大臣の諮問に依りて、小型自動車競走法の廃止に関する対策を調査審議する。

5 前二項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

6 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十條中第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の廃止を円滑に行うための措置に關すること。

第二十五條第一項の表中競輪廃止対策審議会の項の次に次のよう

に加える。

小型自動車競走 小型自動車競走法廃止対策審議会の権限に屬さ

走法を廃止する法律（昭和三十三年法律第 号）附則第二項のと。

規定により通商産業大臣

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約五百万円の見込である。

〇永井委員 たいだいま提案となりまし

た日本社会党提出、自転車競技法を廃止する法律案及び小型自動車競走法を廃止する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この両法律案は、昭和二十三年八月一日成立いたしました自転車競技法及び昭和二十五年五月二十七日成立をみました小型自動車競走法を廃止する法律案でありまして、以下両法律案提出の趣旨についてその概略を御説明申し上げます。

御承知の通り自転車競技法、小型自動車競走法の両法は、自転車工業及び小型自動車工業の振興に寄与するとともに、地方財政の改善をはかるということを目的として、射幸的事業であります競輪、オート・レースを、公然と行うことができるようにした法律であります。両法の立法当初の経緯、及び両法審議中の経過から見ましても、限

時的性格を持った臨時措置であったことは否定できないところであります。

このことは、昭和二十九年六月九日、当該産業の振興に限定せず、広く機械工業の振興をはかることをおもな内容として成立いたしました自転車競技法等の臨時特例に關する法律が、当初一年間の臨時法であったことから言えるところであります。しかしながら政府は、昭和三十年に至り、その有効期間をさらに当分の間延長すること提案して参りましたので、衆議院において有効期間を二カ年間とするの修正を受け、参議院商工委員会においては「競輪、競馬、オート・レース、モーターボート・レース等一切の射幸的行為は現下の社会情勢に堪へがみ、すみやかに禁止もしくは制限せらるべきである」との附帯決議まで付せられておりました。今回政府が提案しておりますように一部改正をもつてこれらの射幸的行為を永久化しようとするのは、立法当初の精神にも反するものであると第一の理由であります。

第二の理由は、これら一切の射幸的事業に対する国民消費は年に一千億円をこえ、年間約百億円が地方財政に寄与し、若干が機械工業の振興費その他に充てられているのが現状であります。が、地方財政がこのよう不健全な事業にたよらなければならぬことは好ましくないものであります。また機械工業の振興にいたしましては、当然国のなすべき施策でありまして、ギャンブル収益に依存すべき段階は過ぎたのであります。しかも立法当時の戦災を達成しているとき、今はや存続の意

ます。

第三の理由といたしまして、地方財政寄与に名をかりて、その収益が不当に浪費されることも少くありません。またばくちの事業でありますので、社会に与える影響も好ましくない面が多ありますことは、ここに御説明申し上げます。以上二、三の廃止理由をあげ、自転車競技法を廃止する法律案及び小型自動車競走法を廃止する法律案を提出した次第であります。しかしながら、現下の情勢において、即時廃止することは、これらの事業に働く従事員や、選手の手の後の生活の問題もありますので、施行は二年後の昭和三十三年四月一日とし、その間自転車競技法及び小型自動車競走法の廃止が円滑に行われよう必要な措置を講ずるため、それらに廃止対策審議会を設置して万全を期するよう附則において措置いたしてあります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

〇福田委員長 次に自転車競技法の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、質疑を継続いたします。佐々木秀世君。

〇佐々木（秀）委員 先般私は選手の特遇改善というようにことについて政府側の答弁を求めたのでありますが、そのときの答弁によりましては、私はまだ納得できないのです。御承知の通り、五千名からの選手がおります。A級とB級とに分けて、B級の中においても百二十五名だったでしょうかの選手などは、月に一本の競技にしか参加できないのであります。御承知の通り、賞金を見ましても大体一着に入

り、賞金を見ましても大体一着に入つて六千円前後、それから八着、九着となると五百円とか六百円とかというごく少額の賞金になるのであります。それで御答弁によりまして、一人平均四万ないし五万になっているというお話でしたが、その四万、五万というのは、一人当りの選手に対する費用全体を言うのでしようか、それとも選手の手取りを言うのでしようか。私の考え方では、おそらくその中には旅費とか宿泊料とかいうものを含めて一人当り五万くらいになっているのじゃないかと思われぬのですが、賞金だけで一人当り五万になるのか、その点を詳しく御答弁願いたいと思います。

〇鈴木（義）政府委員 先般説明いたしました平均五万円と申しますのは、選手が賞金として受け取る額の平均でございます。

〇佐々木（秀）委員 そうすると、五万円というのは手取りのことでございますね。

〇鈴木（義）政府委員 さようでございます。

〇佐々木（秀）委員 私はこういうふうに考えるのです。一流の選手になつては何十万にも、あるいは一年に何百万にもなるかと思われぬ。しかし往々にして競輪に対して八百長があるという世間を言っております。私もそういうことはないとは思いますが、しかし必ずないということも言い切れません。これはなせならば、やはり選手としての生活ということを考えるときに、最低の線に人たちの状態を考慮しなくちゃならぬ、私はこう思います。そう

すると、どう計算しても、最低の線にある選手が百名にいたしましても二百名にいたしましても、その人たちの受領するいわゆる賞金、あるいはその他の収入から見ても、生活が成り立たないというところは私にはなつてゐる。そういう立場にある選手を、たとい一人で置くというところは、不正をかもすやうな一つの原因ではないか、こういうように私は考えます。そこで最低の線にいる選手の生活の保障ということを考えなくちゃならぬ。ことに今回の法律においては監督を強化するということを書いておられます。監督を強化するというところは競輪万般に対する監督の強化でなければならぬ、私はこう思うのです。ただ今度で済みます日本自転車振興会そのものの監督を強化するなどということでは、この法律の趣旨は生きてこない、こう私は思いますから、そういう点に対して、監督を強化する通産省の立場として、この最下底線にある選手の待遇改善を将来どうするかというようなお考えがあるのじゃないかと思いますが、ありましたら一つ伺いたいと思います。

○鈴木(義)政府委員 御質問の点の選手の待遇の問題であります、この前も御質問があり、ただいまも御質問がありました、最低の非常に受け取り額の少ない方についてどういうような措置をとるかということでございます。われわれといたしましては、先ほど御指摘のありました二万円程度の方が選手で百名前後おるといふようなことを従来知っております。その原因を調べますと、実は病気で一年全然出ておられない方もございます。ごく一部には地方の施行者、あるいは振興

会の希望の少ないということもあるわけでありまして、病氣の方については、その間の処置を考えなければいけないと思ひます。それからまたこの希望がないという方に対しましては、その原因を探究いたしまして、あるいは新しく訓練するとか、いろいろそういうような措置を講じなければならぬ。そこで再訓練の問題は、先般申し上げました競輪学校を利用して再訓練するとか、あるいは地方の選手会、あるいは振興会を通じてそういう選手の再訓練、あるいは教育を十分にするとか、そういうようなことを考えなければならぬ、かように考えております。同時にまた先生のお話のように、待遇改善の問題につきましては、一度検討されました、昭和二十九年に一度検討されました、そのときはやはり経費等の関係も考慮しまして、一二割上げたということがございます。その後実は最近におきまして同じような問題が起つておりました、現在中央の選手制度改善委員会において施行者、選手、関係者その他集まりまして、いろいろ今検討しておるところであります。さらにこれを推進してそういう点の賞金の増額、こういう問題について検討しております、その結論を待ちまして善処いたしたい、かように考えます。

○佐々木(秀)委員 私はここで話つきり申し上げたいことは、競馬も競輪もやはり二割五分という金を取つておるのです。二割五分は両方の競技とも同じであります。御承知の通り競馬の方ですと、外国から馬を買つとか、あるいは日本でも馬を養うにいたしまして、相当の費用がかかるのです。名馬であ

れば二百万、三百万あるいは五百万という馬もあるのです。それを調教するために預けておく。その預けておく金も最近では大体一頭に対して少しいい馬ですと、費用だけで五万円くらいかかります。それに馬と騎手と、それらを総合いたしますと、競馬にかかる費用といふものは莫大なものであります。それでさても二割五分、しかも賞金を見ましても競輪の賞金などは及びもつきません。そういうような莫大な費用がかかる競輪でも二割五分、競輪はやはり二割五分。競輪にかかるという点になりますと、選手それから比較すれば話になりません。どうしても割合からいいますと、競輪の実収益が多いということはどうも否定できないと思ひます。そういうような状態にありましますときに、選手の待遇改善というものは思い切つてやらなければ、自転車競技そのものが向上しない、いつも八百長があるのではないかと、あるいはひもつきがあるんじゃないかというやうなうわさが出てくるんじゃないかと私は思ふ。だからだいたい局長の答弁のように、何とか少し考えましようという程度の待遇改善では、自転車競技の選手の素質の向上もなければ、自転車競技そのものに対する国民の信頼感も薄らいでいく。そこで五千何百人が多いならば、それを整理するとか、あるいは何何十人が病氣であるならば、それははっきりこれとこれとこれの選手は今何月間病氣な病氣のために出場する権利をあるいは保留させておく、そういうやうなことをしなければ、からだがよくなくなったからといってまた出てきても勝てな

い。そこでいろいろなひもつきとか、あるいは八百長というものがたとい一人あつても大きな結果を生むのです。競輪場の今日までの騒ぎというものは、八百長ではないかということが大部分なんです。そういうことは非常に私は大事なことだと思ひますので、選手の待遇改善ということについては積極的であらゆる方面から検討してい

つ承りたい。

○鈴木(義)政府委員 ごもつともな御意見だと思ひます。実は先頭員固定競争というやうな問題であります、東大の理工学研究所の二メートル風洞におきます自転車風の風圧に関する報告というやうなものによりまして、先頭車は二番車の約二倍の風圧を受けるというところが立証されておりました、競争の先頭に立つた者は高速による風圧を受けて勝利を得ることができない、先生がさつきおっしゃつた通りのことになっております。そこで選手は発走合図をしましても先頭に立たず、競争不能になるおそれがありますので、条件不利にもかかわらず先頭に立つた者に先頭賞というものを与えておられます。先頭車はゴール・ライン及びその反対側にあるバック・ラインを先頭で通過した者に一回につき千円ずつ与えておるものでございます。先頭に立つた者の車券も普通に発売されておるわけでございますので、たとえば九車立の場合九人の競争であるべきものが実際には八人で競争されておるというやうな結果になります。そこでいろいろ問題がありますので、そのような競争方法を改めるために実は三十一年初頭から自転車の連合振興会、現在の連合会に命じまして、

先頭員をあらかじめ発走前に決定して車券の対象から除外する競争方法というものを研究しております。今までに二回にわたって実地テストを行なった結果、この新しい方法は従来の競争に比べて競争にスピード感が加わることと、先頭員を事前に決定して車券の対象から除外いたしますので、ファンに安心感を与える、競争の興味を増加するというような点の長所があるように認められております。従いましてこういうふうなことの研究をさらに進めて早急に結論を出したいというふうにわれわれ考えて、目下さらに研究を進めている段階にあるわけであり

ます。

○佐々木(秀)委員 監督官庁としてこのトップ制の問題に対して検討を続けている、最近において二回はかりテストをやったがいよいよだから直す方向に行っていると思う——しかし私はこう思うのです。少くとも競技に出場するメンバーの中に入っている者からその競技の入賞の希望を失わしめて、トップを引く人をもその中からきめておくというやり方は、これは合法的なやり方ではないと私は思うのです。それなら、私はまあこういうことを考えたのです。いかなる職場におきましてもお互いのいわる助け合っていくというものは当然考えられる。五千百九名で、五千百名前後の選手の中には、もう五年も六年もやって相当の年令に達して、いわゆる選手としての戦力力の低下しているような人も将来次々と出てくるのじゃないかと思うのです。そういう人たをいわず救済の意味においてもトップを引くという希望者をその選手の中から募って、そしてトップ

を引かせる、それは全然車券の対象にはしないというやり方が最も競技のやり方としては合理的じゃないかと思うのです。私は外国に行ったことはありますが、外国から帰ってきた人たちの話を聞くと、諸外国の競輪はトップを引く人を専門に雇っているそうです。それでけっこうりっぱな競技をやっているというのを聞いておりますが、そういうようなトップ制に対する改善の方法を考えているかどうか、今のような、九名あればそのうちの一人をトップに指定して競技をやるというふうなことにするか、選手はそれの体面にもかかります。九人ならば九人が全力をもって競技をするのだというところでなければ私は非常に選手の面子にもかかわるのじゃないか、こういうふうな考えます半面、私の申し上げるようなトップを引く人を専門にしていくというならば、それが職業です、これは競技をしないのですから、そういうような改め方の方が私はいいのじゃないかと思ひますが、私の考え方に對してはどうお考えになりますか。

○鈴木(義)政府委員 非常にごもっともな御意見と存じます。われわれも今後の研究の過程におきましてそのような御意見を十分考えていきたいと考えております。

○佐々木(秀)委員 質問が一つ一つ具体的にになりますので、あつちについてこつちについてするかもしれないが、次に私は、この間二割五分の中からの金銭の各配分を聞きまして、そのことに對してはいろいろ異論はありますが、しかし私としても、最終的に

こうした方がいいという結論をまだ得ておりませんので、それに対する具体的な質問はやめますが、ただ先般申し上げました通り、どうしても賃賃料等の契約が非常にルーズでないか、昭和二十三年当時の競輪の売り上げと、今日の売り上げを見ますと、場所によって非常に違ひますが、しかし後樂園のごときは毎年相当伸びているのです。しかも予想の倍以上になっているのじゃないかとまで思われます。先般も申し上げました通り、一日一億二千万から三千万の売り上げの四分の歩合、二十三年当時この法律ができたときの考え方とは根底から變つてこなくちゃならぬと私は思ひます。私は後樂園を敵にするわけじゃありませんが、いわゆる大衆の零細な金によつて——大衆のほんとうの百円、二百円を持てて楽しんでる人たちの金だということとを考へれば、こういう賃賃料金などというものも、もう実情に即して改めなくちゃならぬ。常識で考へて、一日五百万ないしは五百数十万になるといふような賃賃料なんというの私はな

いと思うのです。野球の方を調べてみましたが、野球の一回の使用料は百万に達しないのです。それだと、三十日間野球場を使つても、競輪場を六日間使つたよりも収入は上らない、こういうことはだれがやっても不合理だといふことははっきりしているのです。しかしこれは四分ときめたんだから、売り上げが幾らになろうと改正できないんだというやうなことでなく、監督の任に當つてゐる人としては、実情に即して検討するといふことは當然だと思ふのです。その点に對して役所として

は検討して改めるか。私はそれを何分

に下がるということも申しません。しかしだれが聞いても納得する賃賃料あるいはまた後樂園やその他の競輪場を持つてゐる人たちの成り立たないやうなことでもいけませんから、そういう点に對する検討を進める意思があるかどうか、この間はつきり答弁を承らなかつたので、その点に對する考えを承りたい。

○鈴木(義)政府委員 御指摘の点でございますが、先般賃賃料も配つてござい

ますが、われわれとしては、この問題については実情を再検討いたしましたので、適正化に沿うやうな方向へさらに研究を進め、その結果によつて措置するように努力したいと考えております。

○佐々木(秀)委員 賃賃料のことは先般も質問申し上げましたので、今日はこの程度にしておきますが、ファンもこういうやうな賃賃料になつてゐるんだというやうなことを聞けば相当私は激高するんじゃないかと思ふ。こういうことについては真剣にしかも常識に基いた契約をするやうに、あなた方がやるんじゃないですが、監督をしてもらいたい。こういうことを私は強く要望いたしておきます。

それから開催日数のことであります。開催日数が今どういふやうになつてゐるか、大体の御説明を聞いてから質問に入りたいと思ひます。

○鈴木(義)政府委員 開催日数は月六日というふうな法律ではきまつておりますが、現在自衛が行われておりまして、都会密集地の周辺では土、日を中心として四日制、それから地方では三日制、土曜、日曜を中心として三日、三日というふうなできております。

従つて四日制をとつておる競輪場は十七でございませう。それで法律にきめた日数よりも余つてゐる回数が二百をちよつとこえております。

○佐々木(秀)委員 自衛といふことで、どういふ点から自衛といふことで、どういふやうになつたのか、その経緯がわかつたら一つ……。

○鈴木(義)政府委員 三十年の三月に閣議で申し合せがありまして、土曜、日曜を中心としてやるということが、勤勞意欲を阻害しないといふという観点から、これは競輪、競馬同じやうに措置するといふことで、各省で相談してそのやうに措置してきてゐるわけであり

ます。

○佐々木(秀)委員 私はこう思うのです。自衛することとけつこうです。閣議でそうきまつたからそれに従つてやるということは役人の立場としては當然だと思ひます。ただどうもこの法律を見ると、あつちの方にどういふわかれたか、こうするんだとか、また参議院側の考えがこうだからこうした方が向うのきげんが悪くならないのじゃないかというやうな、何かこびへつらつたやうな法案のやうに思へてならないのです。監督官庁としては一つの確固たる信念を持つて、競輪のあり方はこうすべきだといふ信念に基いた改正案を出してもらわなければ困るので、そつち

そこで土曜、日曜をやるということ
は、私は何ら異論はありません。しか
し地方財政に寄与する、あるいは自転
車振興のために寄与する、また何十万
という人がその職場に働いている、こ
ういう点を考えれば、日曜、祭日だけ
やったのでは、採算のとれないことは
明らかであります。そこで競輪場を自
粛せしめて四日制あるいは三・三制で
やっているということですが、そうい
うような場当たり式のものでなく、たと
えば東京の後楽園とか川崎というよう
なところでは、夏なんかはナイターで
やつてもけっこうじゃないかと思う。
昼働いて夕飯を済ましてから、ぶらり
とゆかたを着て、百円か二百円持つて
競輪場で競輪を楽しみながら、あわよ
くば百円が一万円にも三万円にもなる

とがあるのか、そういう点について承
わりたい。

○鈴木(義)政府委員 具体的に警視庁
とかそういうところと話し合いをした
ことはないように聞いております。

○佐々木(秀)委員 これは外国の例を
見ましても、ドッグ・レースとかいろ
ろなレースがおもにナイターをやつて
おります。だから警備が必ずできない
ということじゃないんです。諸外国で
やつておるのですから、できましたな
らば大事な昼日なかはできるだけ仕事
に励むようにして、そうしてこういう
娯楽的なものは、それ以外の時間にや
るといふような方向に、せひとも将来
一つ研究しておいていただきたいと思
います。

それから次には競輪場が全国に六
十カ所ですか六十一カ所あるのですが、
必ずしも氣候のいいところばかりでは
ないです。函館あるいは札幌という

ような地方では毎月割の開催日数を割り当てられても——御承知の通り北海道なんかは十一月になると雪です。私のところは家から手紙が来ておりますが、今日なお雪が二、三尺あるそうです。例年の例から見ましても五月二十日過ぎでなければ私の郷里では桜が咲きません。そうすると六カ月ないし七、八カ月というのは雪の中です。そういう方面では全国と同じような割当をされたのでは時期的に競技を行う期間がなくなるわけです。それからいつて、北海道あたりに対しては多少考慮をされているかもしれません、ほとんどこういう競技なんというものは北海道のような特殊事情のあるところ、あるいは東北のようなところは少くとも七、八、九、この三カ月くらいに全

海道、東北の氣候の變化による実情をもっと考えて、もう少し実情に即した割当をぜひ一つお願いしたい。私はこれ以上申しません。委員長から次の質問者があるそうで、ぜひ切り上げてくれということですが、大体そういうことで地方の、氣候に災いされている競輪場に対しては、今後その実情に即した割当日数を考えてもらいたいということを私は希望いたします。

それから一つこの前競輪場の食堂とか何とかのことを私は申し上げましたが、私はこう考えるのですがどうでしょう、間違っておるのでしょうか。競輪場を賃貸料を払って百分の四なら四で借りておるといふことになる、競輪場全体の施設、あらゆるものが、借りておる間は施行者の権限だと思ふのですが、そうじゃないのですか。

○鈴木(義)政府委員　主たる競輪場の施設は施行者が責任を持つことになつ

ておりますが、売店につきましては施行者と契約によってやるということになつております。

○佐々木(秀)委員 売店、食堂というものは競輪場という一つの坪敷の中に入つておるわけですが、それが施行者と競技場を持つてゐる会社と何か契約でもしてやつておるのですか。特別の契約をしていますか。どこかその実例がありましたら一つ示していただきたい。

○鈴木(義)政府委員 具体例を存じませんが、後樂園の場合等では所有者が売店を持つており、その他の場合では特別な契約ができておるところもあるように聞いております。

○佐々木(秀)委員 それがおかしいのですね。競輪場を貸しておるのですよ。

う。質貨料をとっておるのではありません。そうしたらその中で何をやるかと借りた人の自由でなければならぬと思うのです。質貨料をとっておいて、売店や食堂はその貸しておる人がまた別にそれを経営させておくとか、経営をやらしておいてそれから歩合をとるなんていうのは最も不合理な、だれが考えても納得しないやり方だと思ふのです。競輪場というものは一切の施設を含めたものが競輪場だと思ふのです。走る場所も、あるいはいわゆる車券を買う場所も、払い戻しをするところも、あるいはその他に對する一切の付属、あるいはまたそこに行つてゐる人たちがいろいろ食堂に行くところあるでしょうが、一切の設備が競輪場だと思ふのです。それに対しては、質貨料を払つておいてその中の売店や食堂の経営は、また質貨料をとつてゐる後樂園がやつてゐるというやうなことは、これはどうも私は含点がいかないのです。それはなぜかという、私はフアンの立場から言ふのですが、それが他の店よりも勉強しておるなら何をか言わんやです。すべてのものが高いです。高いといふことは聞いてみると、その食堂は後樂園なら後樂園でやつておるのではないのです。やはり個人の店にやつておいて、売り上げの三割をとつておるといふやうなことを聞かから、これは私は憤激せざるを得ない。ことにはつきり言つと、ああいう私ら初め貧乏人の集まつてゐるところです。そういう人たちにサービスするならいさしらず、市価よりも高いものを食わして、そして不衛生な食べ物を与えて膨大な収益を上げておるといふことは、私たちはそれを黙つて見ておるわけにいかない。後樂園の實際の会社全体の収入がどこにあるかといふと、一番多いのはいわゆる競輪の質貨料なんです。その次は売店と食堂なんです。野球場なんてずっと下なんです。後樂園球場といつて野球場で売つてゐる株式会社後樂園の經理の内容は、第一は競輪場の質貨料であり、第二は食堂、売店なんです。あの野球場なんといふのは下の下くらいなんです。そういうやうな大衆の頭はね、ピンはねをするやうなやり方をさしておいて十分な監督をしてゐるとは言われぬ。それも質貨料をいふ場所以外でやることには何も言いません。そういう点に對しても、私は金といふものがだれでも納得するように使われなければならぬと思ふから、そういうこまかい点まで質問するのです。こういうことは、施行者が競技場を借りるならば、施行者と後樂園とが別個な契約に基いて、たとえばその場所は百分の四で貸してゐるが、食堂、売店の分は借りた人にまた進んで後樂園が何がしかの金をもつて契約して借りてゐるというなら、私は何も質問したり非難したりする言葉はありません。そういう点を一つ大衆のためですから——あそこでほんとに勉強して、うまいものを食わして、安くやつてゐるなら何も言いませんが、だれが考えても不衛生的で、そして高いですから、こういう点では一つ十分に施行者なりあるいは今度できる自転車振興会ですか、そういう担当者とかよく相談して、私の質問がもし無理でなかつたら、そういう点に對する処置をぜひ講じてもらいたい。つけ加へることは、非常に不衛生的であります。ことに人の集まる場所といふ

ものはあらゆる面で公衆衛生ということとを重んじなければなりません。ことに日本では肺結核が非常に多いのであります。そういうやうな点に對して、公衆衛生に對する改善のことを私は質問いたしました。それに對するあのときから今日まで公衆衛生に對してどういう処置を講じようとなさつたか、一つ承わりたい。

○鈴木(義)政府委員 御指摘の公衆衛生の問題に對しましては、ごもつともな点が多くあると存じます。われわれとしてもそれに対して、今後できるだけ善処したいと思つておりますが、從來とつて参りました考え方は、たとえば便所の問題にいたしましても、あるいは売店の衛生取締りの勵行とか、あるいは水飲み場とか接待所の増設とか観客席の施設とか、そういうやうな問題につきましてもできるだけ設備の改善をするように指導をしつゝあるわけでございますが、十分でない点もあると存じますので、さらに今後この点については御趣旨に沿つて善処したいと思つておられます。

○佐々木(秀)委員 次は払い戻し金の制限の問題ですが、これは第九条ですか、「第九条に次の一項を加へる。」となつてゐるところに、「前四項の規定により払戻金を交付する場合において、その金額に一元未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第九条の二を次のように改める。第九条の二前条第一項の払戻金の額が命令で定める払戻金の最高限度額をこえるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。第九条の三第二項中「その順位で」を削る。第九条の四中「三十日」を「六十日」に改める。」

○佐々木(秀)委員 今聞いてみると何も根據がないんですね。要するに、正直言つて参議院の方のごきげんとなりません。こうしておけば参議院でも文句がないだらうというものが、この払い戻し金の制限の問題だと思ふのです。そんなばかな話はない。勝負は厳然たるものです。この間も言つたが、一着二着に入つたものを、二着一着の逆も払い戻しをすることができるといふやう、そんな勝負の世界はどこにもありません。今の競輪の着差なんといふのは、厳密に微差測定機ですか、何百分の一までの着差を機械でもつて判定してゐるのです。それほど勝負の世界といふものは、だれが何と言つてもこれほど厳正なものはないのです。そこに裏表を認めるとか、最高これ以上は払い戻しをしないとかいふやうな、人の力をもつて押さへるべきものではございません。少くともこれはばくちであることは間違ひありません。しかしばくちといへどもそれを好む大衆がおるのですから、何も自分から卑下する必要はない。おのおのの好みによつてギャンブルに興ずる人もたくさんいるのです。そういう点からいって、こんなばかばかしいことは私は法律から削除すべきだと思ふのです。しかもこの条項は、競馬やなんかでやつたときにやるというやうなことを考へてゐるが、競馬の方は歴史が古いのです。ばくちの方は向うが先輩ですよ。昭和二十三年に新しくできたひよろひよろギャンブルを担当してゐる通産省が、先がけてわれわれの方でこつこつとやうな自粛をするなどといふことはもつてのほかです。むしろおこがましいと思ふ。競

馬の方で、深い経験と長い年数ギャンブルに携わってきたが、配当の制限をしなくてはならぬという考えから生まれたのならいざ知らず、始めて間もない競輪を監督し、しかも競輪の内容もあまり知らない通産省の連中が、配当を制限するとか法律でこれを考慮するとか、そんなことはだれが考えたって話にならぬですよ。単に三十六分の一の的中が二十一分の一の的中になれば大衆のためになるんだ、というような考え方でいくと大きな間違いです。それが証拠に、競輪場に行つてごらん

なさい。車勝は九人走れば九分の一でしよう。複勝はそれよりも一つ率がよくて、三着に入つたものの複勝はなおよくなるでしょう。そうすれば何分の一か当たる率が多くなる。当たる率が多くなればなるほど車券は売れないのですよ。当たる率の一番少いフォーカスが一番売れておるといふ大衆心理は一体どこにあるのですか。ギャンブルはやつてみなければだめなんです。百円が、おとといのように三万何千円になるといふ一つの夢を持つてあそこに行つてみるのですよ。あの宝くじが売れるのは、あの宝くじの一枚が三百万円になるか五百万円になるかという夢を抱いて買うから、全国であれだけ売れるのですよ。ただ多くの人が払い戻しが受けられるというようにことが大衆に対するサービスだと思つたらとんでもない。サービスというなら、むしろ二五%を二〇%にするのだという、実質の金の払い戻しがよけいになったときは、これはサービスです。実質の金は二五%ぎりぎり一文もまけないで、おいて、その七五%の配分される金をただ十人に配分するか十五人に配分す

るかというような考え方でギャンブルを担当したらとんでもないですよ。あなたは局長なんだから、ギャンブルをそう卑下することはないのです。自転車競技をやっている、競馬をやっている、それに対して全国で何十万、何百万という、それを好むファンがいるのですから、堂々と思ひ切つてこの監督をし、しかも競輪をやっていることに對して何ら卑下することなくやつてもらいたいと思う。そういう点からいって、この払い戻しの制限というものは何ら根拠がない、こういうものは法律で書くべきじゃないと私は思うのです。が、私の言っていることがあなたの考え方と違ふのか、それとも私の言っていることが正しいのか、しかし諸般の情勢からこの条項をどうしても入れなくちゃならぬのか、割ることになれば相当困難性があるのか、そういう点について御答弁を承わりたい。

○長谷川政府委員 第九条の問題は、通産省の趣旨としては先ほど局長が申し上げた通りでございます。通産省としては是なりとして提案をいたしたのでございますが、しかし提案をいたして御承認がいただけないならばこれはやむを得ないことでありますので、委員会の皆様方の御審議を願つて、その結果を待つよりやむを得ない問題だと考えております。

○佐々木(秀)委員 政務次官は立場上そう答えるより仕方がないと思ひますし、何もこれを非だと思つて法律化するとは思つていないが、しかし私が今までいろいろ払い戻しの制限に対して質問している内容を聞いて、あなた方がなるほどと思つてゐるのじゃないかと私は思う。少くとも法律を出した以上は、あなたの言うことが正しいといふことは言われたいと思ひますが、しかしこういふことを法律の条文の中に入れることについては、私は競輪そのものに対する理解がどの程度あるかというふうなことで疑ひがたくなる。しかし競馬、競輪あるいはモーターボート、小型自動車競争一切のギャンブルそのものを統一して政府の方針としてこうするのだというならば、私としては何も言わない。しかしほかのギャンブル性の競技においてはまだこれを改めないのに、競輪を担当する通産省がいち早く、しかも私に言われれば何ら根拠のないものを、一つの腐敗策としてこういうことをするといふことは、私としては納得できないのであります。私としては、ほんとうに各競技が一致してゐるときでなければ、競輪だけが進んでこういうことをやることに對しては私は反対であります。そういうことをやつちやならぬと私は思ひます。しかもそういうことまでやるときには、一切のギャンブルはやめた方がいい、こういうようにも私は考えますが、この点に對してはこの程度にしておきます。

金は全部と言つちやあれですが、その大部分は競輪の振興発展のために使うべきだと私はこう思つてゐる。しかし從來はそうじゃない、要するに選手の手配とか審判員の養成とかあるいは選手の手配とかいふ程度には使われてゐるが、総額にいたしましても、昨年度などは一億数千万しか使われてゐないのじゃないですか。そうするとほかの金は、自転車振興という意味でしようが、よその方に使われて、競輪の実体のためにはその三分の一かあるいは半分以下しか使われてゐないといふことは、私はいかにも不合理だと思ひますが、今度できる自転車振興会の運営監督に當つてはどういう考えを持つてゐるか、それを承わりたい。

次は、今度新しく生まれる、特殊法人となります日本自転車振興会。その運営についてであります。従来私らが承つておりましたところでは、納得しがたい点が非常にたくさんある。しかもその自転車振興会が受けてゐる金の大半は、自転車振興でなくて、競輪の素質向上と発展のために使うべきだと私は思ふ。競輪を楽しまる人、競輪を愛好する人たちの車券によつて得た金ですから、その上り工合から、その

る政府の通産省の予算として大いにやつてもらわなければならぬ、競輪から上つた金はほとんど競輪の素質向上発展のために使うべきだといふことをはっきり申し上げておきます。

いろいろありますが、きょうは定刻から本会議が始まりますし、私一人であまり時間をとつてもどうかと思ひますが、今度できますこの自転車振興会の人事その他についても、通産大臣は非常に権限が強化されたわけでありま。それらの人事その他についても一つ世間に変なうわさの立たないようにな、しかも今までのように自転車振興会連合会はまだ通産省の統制下で、それだから監督を強化するといふと、私たちは逆説から監督を強化すれば強化するほど通産省と自転車振興会とはつうつた、なほおろくなるのだといふことをこの前申し上げたが、そういうことのないように、銀座方面にあるところの自転車振興会の事務所は銀座通産省だと言われるほどで、先般私が申し上げたように、まるであなた方の役人の統制山を作るような振興会であれば、われわれは断固として反対しなくちゃならぬ。どこまでも競輪から上る収益で運営する自転車振興会そのものは、競輪のために全力を傾注してりつぱな運営をしなければならぬと私は思ふ。そういう点については将来十分監督をほんとうに強化して、ただつうつう内々でなくて、世間が納得するような監督強化であるならば、私は双手をあげて賛成するものであります。

○佐々木(秀)委員 自転車産業振興、機械産業発展というような点について、私の希望としてはできるならこんな競輪から上つた金ではなく、いわゆる

また理事会等においても内容その他についても相談もいたしておりますし、もうあと突つ込んだ質問はいたし

七

ませんが、繼じて競輪等に対しては監督の立場にある通産省そのものが競輪そのものの検討が浅過ぎる、不勉強だということを示し添えておきます。一つ十分卑下することなく、局長が先頭に立って競輪のいわゆる発展向上のために努力されんことを私は希望して、とりあえず質問を終ります。

○福田委員長 永井勝次郎君。

○永井委員 ただいま同僚佐々木委員からの質問に対して、将来にわたって競輪を廃止する考えはない、こういう御答弁であつたようでありますが、将来にわたって廃止する考えはないという理由と根拠を明確に個案書でいいからお答え願いたい。

○長谷川政府委員 競輪を将来にわたって私たち通産省としては廃止する考えは持つておりません。その理由といたしましては、そもその出落が議員立法でございまして、その議員立法を尊重する意味において、私たちは継承しておるわけでございします。特に議員の方々、つまり私たちが幾ら法案を出しましても、皆様方議員の賛成が得られなければ通過することもできないのでございまして、ただいま社会党の方からも廃止法案というふうなものが出ておりますので、それが是なりとすればそれもしかりであろう、それによつてわれわれは行政を行う考えでございします。

○永井委員 民主的に頭数の決定に待つ、こういう答弁でございします。それは存廃を今の段階において決定するという場合の手続であります。しかし将来にわたつてこういうものを廃止する考えがないという考え方は、政府はこういう射幸性ギャンブルというものを大

いに振興して、そこからの上りで機械工業なり、そのテラ銭で日本の自動車振興をはかるう、こういう趣旨であるとして承してよろしうございしますか。

○長谷川政府委員 こういうようなばくちの上に立つたテラ銭をはねて行政を行おう、政治を行おうなどという考え方は毛頭持つておりません。しかしながら、競輪にいたしましては、競馬にいたしましては、ただ日本だけがこれを営んでゐるものではないのであつて、こういうような点の、要するに上つた金の使途というものがつまり議員の皆さん方の立法によつて、そういう方面に使うんだ、使いなさいというふうな意思のもとにこれが法案となつて出ているのでございします。その後逐次改善をされて、今日では大衆がこれを非常に好むというふうにもなつてきておるのでございまして、ただこれから上つてくる、たとえば自転車振興に使う金、機械産業振興に使う金というものは、そのうちのほんの部分的なものでありまして、全部テラ銭をこれに向けるという意味ではないのであります。その点につきましては私たちが考へておるのであつて、要はこういうものから上つてくる金をそういう面に出すことがいかに悪いか、あるいは政府がみずらの予算においてこれらを組むべきであるかというの、いろいろ異論のあるところであると私は思ひます。従つて、こういうものから上つてきたテラ銭において行政を行おうとか、政治を行おうというふうな考え方は持つておらないということを明らかにいたしておきます。

○永井委員 それからも一つ、これも佐々木委員の質問にありましたか、

勤労大衆がゆかたがけで行つて、そして百円の券を買つてそれで何十万つくか、何百万つくかという夢をこねにける。それが生活に対する希望を与えるものである、勤労大衆に夢を与えるものである、こういうような激励の言葉が實問があつたわけですが、そういう激励の上に立つて腰を据えようというお考えでありますか、お伺いいたします。

○長谷川政府委員 先ほど、競輪をナイターでどうか、たとえば土曜、日曜というふうな昼間をなるべく使わないようにして、夜にでもそういう競技をやつたらどうか、昼間を使わないようにして夜の休み時間にでもというふうなお話がありましたが、これらは十分研究してみたい上ではなければ行つていけない問題であると思つてございまして、もしそうしなければならぬのであるならば、これらは十分検討をした上においてあらためて皆さんに御相談申し上げなければならぬ、こゝろ考へております。

○永井委員 先ほど政務次官は、これは議員立法であるから特にその趣旨を尊重してということでありましたので、つけ加えてお尋ねをいたしたいのでありますが、競輪法及び地方競馬法、こういうものが議会で決議せられましたときは、われわれこの決議に参加したわけでありましたが、当時は終戦後の非常な混乱期でありまして、神奈川県下において第三国人が勝手に競馬をやつて、そして主催者が非常なもうけをした。これをほうっておくと、第三国によるこういうものがどんどん起つてくる危険性があるから、これを取り締まる目的をもつて地方競馬を制

限しなければいけない、県下一カ所とすることで制限して、だれでも勝手にやれないようにしたのが当時の地方競馬法です。しかもその地方競馬は、決してサラブレッドの競走馬による競走を奨励するものではなくして、農耕馬による競馬、こういうことに当初は制限したのが立法の趣旨であります。競輪についても、第三国等が出願をして、競輪をやらしてくれという願書がすでに出てきた。これを放任すれば地方競馬のような状態に陥るから、やはりこれを制限する必要がある、法制化する必要がある、こういうところからこの競輪法が出たわけでありまして、従つて、今日のようにこれを奨励してその収入によつて地方財源を潤すとか、あるいはそこから上るテラ銭の頭をはねてこれを合理化する、あるいは正当化するような仮装をする、こういうことはその自後に起つてきた——社会環境がずつと安定してきてきた、そしてこのギャンブル行為に批判が出てきた、この非難にこたえるために表面上ごまかす手段としてこういうことをやつてきておるといふふうにはわれわれは考へておるので、立法の趣旨とは非常に違つた方向にそれてきた、また立法の当時と社会環境、背景が非常に違つてきておる、こういうふうにはわれわれは考へておる。従つてこのような安定した社会環境の中においては、こういう問題は新たな立場で検討する必要があるのではないかと、また遠い将来を見ても、民族の健康な発展、それから精神面、物質面あるいは文化面、こういう面から見て、日本民族の文化的水準、教養水準というものを高めていくとい

う角度から、こういうものが望ましいか望ましくないかという立場で検討しなければならぬ段階が来ておるとわれわれは考へるのであります。先ほど来の御答弁を拝聴いたしておりますが、何かこういう事業に希望をかけておる、あるいはこれが第二義的に行つて地方財源を潤すのだ、あるいは機械産業に幾らかの貢献をしておるんだ、あるいはオリンピックに貢献しておるんだというように、逆算的に競輪の非常なギャンブル性あるいは社会風教に与えておる非常な悪影響というものを正当化するような答弁がなされておるようになつてしまつて、そういう点についてしつかりした一つの——この法案をあらためて出すというからには、現在の社会環境をどう見ているか、この影響をどういうふうに見ておるか、それから民族生活の理想に向つて、どう理想の上からこういうものを廃止しないというふうに考へておるか。これは議員立法であるから議員にまかせる、尊重してというふうな、責任を他に転嫁しないで、これは政府提案でありますから、政府提案の立場において、政府の責任ある一つ答弁をわすらわれないと思ひます。

○長谷川政府委員 競輪をより以上奨励するという意味ではないのでございまして、御承知のように競輪を新たに認可するとか許可をするというふうなところは一箇所もないのであります。現在あるところの、今日まで経営してきたその競輪場と、競輪をまず健全なものに仕立てていこう、こういう考え方をございまして、新たに新しい希望を持つてやらせるとか、あるいはお言葉のような奨励をさせるとか、そ

う意味ではなく、要するに現在あるものをより以上健全化していこうというのが考え方でございまして、従ってこれは一つのギャンブルではあるけれども、一つのスポーツでございまして、その点も御理解を願わなければならぬと思うのであります。

○福田委員長 多賀谷眞穂君。

○多賀谷委員 自治庁の方が時間が制限されておるようでありますから、まず自治庁にお尋ねいたしたいと思ひます。公営競輪の場合に、その収入は地方交付税の基準財政収入額の対象に入りますかどうか、まずこれを伺ひたい。

○山野説明員 普通交付税の場合には、競輪収入は対象にしておりません。しかし特別交付税の場合に、競輪の収入が著しく多額に上る場合においては、ある程度勘案することになっております。

○多賀谷委員 地方交付税の額と、それから特別交付税の額のパーセンテージはどのくらいですか。

○山野説明員 普通交付税の百分の八が特別交付税でございます。

○多賀谷委員 現在公営競輪をやっておるところで地方交付税の不交付団体はどの程度あるか、これをお知らせ願ひたい。

○山野説明員 不交付団体の数は府県におきまして二府県、市町村におきまして二十九、合計三十一であります。それが不交付団体でございまして、交付団体は府県が十六、市町村が百五十九、合計して百七十五団体であります。

○多賀谷委員 これは競輪を開催しているところですか。

○山野説明員 はい。

○多賀谷委員 次に通産省にお尋ねいたしますが、あなたの方で現在の競輪施設で償却はどの程度行なつておるか、これをお伺ひたい。

○鈴木(義)政府委員 現在使用に供されております競輪場数六十のうち、地方公共団体の所有のものが四十九、民有のものが十二でございまして、公営のものには官公庁会計処理の特典として、通常の意味における償却は行なつておりません。建設あるいは改修を行なつた年度の歳出として処理している。民有のものが十二個所につきましては、税法上の規定によつて処理されておりました。これは昭和二十九年十二月末現在で、ちよつと古いのでございしますが、調査によりまして、全体で約三割の償却をしておるようであります。

○多賀谷委員 財政支出でもけっこうですが、大体償却はどの程度公営の場合行なつておりますか、これをお聞かせ願ひたい。

○鈴木(義)政府委員 公営の場合は、昭和二十九年十二月末現在の調査では、施設が三十億に対して二十五億程度の償却がなされております。ただしこれは、通常の意味における償却でないことは、先ほど申し上げた通りでございします。

○多賀谷委員 そうすると、八五%程度償却済みである、こう考へてよろしいですか。

○鈴木(義)政府委員 先ほど申し上げました通り、公営の場合は通常の意味の償却ではないので、合計いたしましたしパーセンテージを出すことは、

ちよつとどうかという感じがいたしましたのですが、形式的に両方合計してお出しなすつと、昭和二十九年十二月末現在の調査によりますと、公営、民有両方合せて四十五億に対して、償却額は大体三十億という程度でございします。

○多賀谷委員 私は公有を聞いておるのですが、三十億に対して二十五億九千万円、これは三十年の八月十三日振興会が発表した数字です。あれからすでに一年半たつておりますから、かなり償却が進んだ。もつともこれは全部償却のところと償却してないところがあつたとしても、これは形式的には累計をすれば一応さういうふうになる、さういふように判断をするわけですか。

そこで自治庁にお尋ねしたいのですが、今あなたの方は開催個所の話をされましたけれども、要するに競輪場を所有してある地区ということになりますと、また変つた数字が出ると思うんですが、私が調査したところによりますと、かなり不交付団体がある。それでこの競輪場は競輪都市だということ、競輪開催場については主としてさういふ条件があつたと思ひますけれども、すでに戦後十数年を経たおる。そしてむしろ現在は競輪をやっておるところ、これはいろいろあるのですから問題がありますけれども、大体におきまして競輪をやつておる都市の方が財政状態がいい。それは交付団体、不交付団体の率を見てもさういふことが言ひ得る。ことに大企業があり、そして股賑な産業が興つておる、さういふ地区に競輪場がある。そしてそれは一般的には地方交付税の対象の

財政収入の算定の基礎になされてない。これは特別交付税の場合は、まだいろいろな要素を入れるのですから当りまえです。しかもこれが非常に問題なのは、その競輪を行なつておる市の市民だけが来るのならばともかくとして、さういふ都市は商業都市の形を形成してありますから、必ず周囲からその競輪に来ることは明らかであります。ところがその周辺にある町村の住民は、その競輪を開催しておりますAならAという都市に行つて金を捨てるけれども、その住民が住んでおりますところの町村には何ら潤わぬ。これは財政計画から見ても非常に矛盾がある。はしないか。さう思ふんですが、自治庁ではさういふようにお考えですか。

○山野説明員 競輪の地方財政に寄与する問題でございしますが、これは現在競輪収入として約五十億程度のものが上げられておりますが、そのうち大体六割は不交付団体になっております。特別な都市におきまして不交付団体の競輪等もありまして、数から言ひますと、交付団体の方が非常に多いわけでございます。そこで本来さういふ収入によつて地方財政をカバーすること自体には私は根本的には問題があると思ひわけでございますが、その五十億程度の財源をもつて現状においては失対事業とかあるいは都市計画事業とかあるいは公共土木事業等に充当して、現実には事業をやつておる状況でございします。それから終戦後ずっと苦しい地方財政の実態が継続して参つておりまして、現段階においては地方財源の問題としても非常に大きな地位を占めておるといふのが実情でございします。個別的にはいろいろ財源調整の問題等で

不合理な問題もあるかと思ひます。しかしそれは全般的な地方財政に対する寄与の問題を改正していくという問題にまでは影響しない程度のものでないかと思ひます。

○多賀谷委員 私は財政的に一般的に寄与しておるということをおいて非のじゃない。財政調整の面において非常には不合理ではないか、さういふことを聞いておるのです。Aという市の周辺にBなりCなりという町村がある。その住民はAという市に行つて金を捨てるのでありますから、Aの市の財政には寄与してあるかもしれない。ところがその周囲はAに迷惑しておるのじゃないか。この競輪に落す金というのはいかにも降つてはこないのです。その住民が降つてはこないのです。そこでBなりCの周辺の町村は住民税の徴収にしてもその他にしてもこれは非常に影響があると思ひます。そこは全然潤わぬ。さういふような財政の徴収の仕方というものが果して妥当であるかどうか、これを聞いておるわけですか。

○山野説明員 先ほど申し上げましたのは、競輪収入を本来地方財政計画の中に見ていくということがおかしいという意味で申し上げたわけでございます。従つて競輪のある近隣市町村等で車券を買ひに出られる。従つてそこはむしろ消費の格好になつて、市に財源が増すということになります。地方財政の財源問題としては、むしろ財政計画の外に置かるべきものだといふ工合に考へて申し上げたわけでございます。

○多賀谷委員 財政計画の外に置くと

いっても、実際の収入になつてゐるんでしよう。あなたの方は知らぬ顔をしておると言われまうけれども、地方交付税、特別交付税については見てゐる。こう言へばやはり財政計画で、起債を一つ許すにしてもそういう点を考慮されるでしよう。かつて入場税がありました。入場税はこれは市町村にあったわけですね。ところが入場税は市町村にあるのはおかしいじゃないか、ことにその周辺の町村は非常に迷惑をする、こういうことで入場税はその徴税の關係上一市町村にまかしておくと、周辺からその町村に見に行くと、入場税を徴税にされた。さらに入場税を国税にされた。国税にするについては、これはまた別の観点がありまして、けれども、少くとも府県税にするについては、そういう議論をお立てになつて、ところが今度の競輪の問題については、戦争直後ならわかりますけれども、今日においてむしろ財政収入がい——全部がよいとは言いませんけれども、比較的裕福な市がそういうような開催場所になつてそこへ金が落ちてくる。こういうことは財政計画上非常に矛盾がありやしないかと思うのです。この点をどうお考えですか。

○山野説明員 非常にむずかしい問題ですが、かりに不交付団体をとらえてみても、不交付団体は不交付団体なりにそれだけ財政需要があるわけでございします。たとえば下水事業にしても都市計画事業にしても、都市は都市としての財政需要がそれぞれあるわけでございしますから、従つて一般論として論ずるわけにはいかないと思ひます。しかし今お話になりましたのは、近隣の

町村の場合は個人経済としては問題かもしれませんが、交付税の立場からいいますと、団体の基準財政収入と基準財政需要を見まして、その差額を交付税で補てんする建前になつております。従ひまして近隣の町村の財政収入の少いところは、それだけ交付税が多いく建前になつておるわけでございします。それからまた都市においては、先ほど申し上げたような都市で競輪を開催しておるところは、その分は特別交付税で調整する考え方に立つておりますから、そういう意味で、先ほど申し上げたように、財政調整の問題としても問題がない。しかし本来そういう競輪収入というものを地方財源として当てにするということについては、根本的には問題があると思ひます。

○多賀谷委員 私は入場税の場合で今話しているのは、入場税をとるけれども、それは基準財政収入額として見てやる、そうして基準財政需要額と見合つて勘案する、こういうことなら少しはわかる。大体はこれが財政計画の外にあるのでしよう。財政計画の外にあるということなら、開催した地区だけが得ですよ。早い話が、税金は少い、その他の収入も少いけれども、競輪だけはものすごくもうけてゐる。これは交付団体になりますよ、そういうことになる。極端な話をすれば、そういうことになる。そうするとあなたの話は矛盾があるのではないか。

○山野説明員 私は地方財政計画の外にあるべきであるというのを申し上げたのであります。(現実にはあるんだ)と呼ぶ者あり。現実には競輪の収入については特別交付税のときに調整いたしますから、ある程度財政計画の

中に入つておるわけでありまして。○佐々木(秀)委員 実自治庁で来ておらぬと思つて失礼しました。多賀谷君のお話はごもっともだと思ひます。終戦後十一年、二年たてば、戦災をこうむつた都市でも、競輪をやつてゐるところは財政的によくなつてゐるということとは事実なんです。これは確かによくなつておる。それで多賀谷君の質問そのまゝを言うのではないが別な角度から、今自棄されてゐるという、日数余つてゐるのがあるが、そうしたら今まで開催してゐる都市以外の近隣の都市でも——やはり何となく競輪は二割五分とるんですから、実収を上げるには手つとり早いんです。交付金とか特別交付税をいただくについてはあなたの方の何回も頭を下げてやつとわすれらつておる。少し上げてもらふより競輪をやつた方が収入は手つとり早い。事実もうかるんです。そして地方財政には寄与する。そういう意味からいへば、好ましいとか好ましくないとかいつても、事実金が入ることには間違いない。そこで私は戦災都市以外で、現在開催してゐる都市以外で地方財政の非常に苦しいところは競輪をやれば、確かにこれだけの実収を上げることができるといふところがあると思ふ。そういうところがあなたの方の競輪をやりたいという場合に、現在ワタが余つておるというところなら、そういうものを活用する考えがあるかないか、それを承りたい。

○山野説明員 競輪収入を地方財源として当てにすべきではないという意味からいいたしまして、現在の競輪収入が非常に集中してゐるのを均等化さすような行政措置は今後とつていきたいと思ひます。

○加藤(清)委員 関連して、あなたの答弁は、先ほどから聞いております。さほど有利でないというように聞えます。なるほど終戦直後は非常にお気の毒であつたけれども、競輪のおかげでけとは言ひませんけれども、明らかに競輪のおかげでだんだんと黒字になつてきた。おかげで市庁舎もできた、学校もできたという具体的事実があるのです。ところが周辺の町村ではそれと同じような経済状態にありながら、相違は何かというところ、競輪をやるかやらないかというだけの相違でもつて赤字があることは、あなたはよく御存じでしよう。そしてその周辺の町村からぜひ一つおれの方にもやらさしてくれないか、こういう希望が出てゐるのだ、それをやらせないものだから今度ではおれの方じゃモーターボートをやるうじやないか、別なものをやるうじやないかというところで、ギャンブラーがだんだんと蔓延していったというのが実情なんです。そこでなぜそのうなつたかといへば、あなたの方の行政の仕方あるいは財政収入の仕方に結果として甲乙があつたからなんだ。最初からあなたはこういうものを財政収入にするとは思ひしやない、芳ばしくないというならば、はつきりと入場税と同じようにまんべんなく均等に割り当てられるようにすべきじゃないか、それが行政官として守るべき任務じゃないか、こう思ふのです。あなたはどう思われますか。

○山野説明員 競輪収入の均等配の問題につきましては今後私も十分配慮

して参りたいと思つております。○多賀谷委員 私は競輪を廃止するという立場に立つて質問をしてゐるもので、競輪をどうとやらしてゐるという関連質問が出てちよつと困つておるわけでありまして、(加藤(清)委員「やつてもらいたい」と言つてゐるじゃないよ)といふや、(笑)それとはちよつとしまして、今質問が出ましたように非常に苦勞しておる。ですから入場税の場合には、とにかく非常にうまくいふといつて市町村で映画館を作つたところさえあるのですけれども、作つたとたんに入場税になつてしまつて、その町長は責任問題が起つたという例もあるのです。しかしこういう片寄つた財政収入というものはいやういふ片寄つた普通化すべきだ、こういうふうな考えをわけです。

自治庁はこの程度にしまして、次に通産省にお尋ねしたいのですが、参議院の商工委員会において附帯決議で、競輪、競馬、オートレース、モーターボート、レース等一切の射幸的行為は現下の社会情勢にかんがみ、すみやかに禁止もしくは制限されるべきであつた、こういう附帯決議が昭和二十九年につけられておるのですが、この廃止もしくは制限といふことに対してどういふ努力を主管省である通産省はおやりになつたか、これをお聞かせ願ひたい。

○鈴木(義)委員 御指摘の参議院の附帯決議は、そういう趣旨において通産省で研究して適切な措置を講じて国会に改正法案を出せ、こういう趣旨でありまして、実は通産省としましては、過去二年間通産大臣の諮問機関であり

ます競輪の運営審議会にこの問題を諮り、その結論によつて今回の改正法律案を出したわけでございます。さうなことになつております。ただその間通産省といひましては、たとえば競輪場の新規の許可は認めないとか、あるいは競輪場の開催は各省申し合せによつて自衛措置をとる、かような措置をとつておるわけでありませう。

○多賀谷委員 その審議会は存続することについての審議をやつたのか、廃止という前提のもとにどうしたら廃止が円滑に行われるかということ審議したのか、どうですか。

○鈴木(義)政府委員 もちろんこの審議会におきましては、禁止もしくは制限というふうな問題について審議したわけでありませう。その結論はあるいは提案の際に説明をしたかとも存じませうが、その結論が今日のような改正法案になつておるわけでありませう。

○多賀谷委員 それは私は行政の運用として院の決議を尊重してはいないと思ふのです。これは廃止もしくは制限をするということを前提として一つ御協議を願ひたい、こういうことではいけないと思ふのです。やはり廃止もしくは制限という観点に立つて、どうしたらそういうことが円滑にできるかという審議をすべきものであつて、それを何とかして存続するような決議を答申するなんというところは、これは院の決議を無視した行政官庁のやり方だと思ふ。それであなたの方の、この審議会はどのような目的でやるかという前提、それはどうなのですか。

○鈴木(義)政府委員 もちろんこの審議会を開きました最初に参加院のこの附帯決議を説明いたしましたして、それで

この審議会では十数回にわたつて議論をしたわけでございます。そこでこれはその審議会の最終的な結論が中間答申として昨年の五月に出まして、それを参議院、衆議院の商工委員会にも御説明したかと存じます。この結論ではギャンブルといふのは弊害が多い、しかしながら現在の情勢で競輪の廃止といふことについては、地方財政の問題あるいはほかの同種競技との均衡もあつて、にわかになつてこれを行うことは実際問題として困難だ、そこで競輪の弊害をできるだけ最小限度にとどめるような措置を講じて存続していく、かような結論で、それによりましてこの改正法案を出しておるわけでありませう。

○多賀谷委員 何を最小限度にするのですか。

○鈴木(義)政府委員 競輪の弊害を最小限度にとどめてこれを健全化する方針といふようなことで答申が出ております。

○多賀谷委員 そういうことを附帯決議にしておるのじゃないのです。附帯決議は、現在の射幸的行為は現下の社会情勢にかんがみ、すみやかに禁止もしくは制限されるべきである、こうちゃんと行くべき方向を示しておるのです。それをあなたの方ではなるべく射幸心を射幸心の制限じゃないのです。モーターボートあるいはオートレースあるいは競馬、競輪の制限なんですよ。ですからまるっきり違ふような方向に審議会を持っていっておるといふのは、これは院の決議を無視した行政官庁のやり方だと思ふ。少くともこの附帯決議に基いて審議会ができたならば、この目標に向つて行かれるのが議會尊重の行政官庁でなくてはならぬと思ふのですが、この点はどうなのですか。

○鈴木(義)政府委員 ここに禁止もしくは制限と書いてありまして、禁止の問題、それから存続する場合にいかん制限するかという二つの問題でございませう。この考え方は、競輪は存続せしめるが競輪の弊害を最小限度にとどめてこれを健全化していく、従ひまして先ほど説明いたしました通り新しい競輪場の今後の許可は一切しないとか、存続するものもある期間やめたり休止をしておる場合には取り消しができるとか、あるいは業務停止命令に違反した悪い場合には許可を取り消すことができるという意味で、むしろある意味では制限にとられるような処置になつておるわけでございます。

○多賀谷委員 そういう趣旨ではないのです。趣旨を誤解をしておるけれども、故意に曲げられて運用されたら困ると思ふのです。たとえば地方財政の問題にいたしまして、地方財政の点を勘案する云々とおつしやいましたけれども、しからばどうすれば廃止するに於いて地方財政の圧迫にならないようにできるか、こういう研究をすべきだと思ふのです。それについてどういうふうになされたか。

○鈴木(義)政府委員 地方財政の問題は、実はわれわれの方の問題ではございませうが、競輪の運営審議会におきましては、もちろん地方自治庁の方も出ていただきまして、われわれも検討をいたしました。いろいろな角度から検討をいたしましたわけでありませう。

○多賀谷委員 通産政務次官は参議院のこの決議をどういうふうな解釈なさつておられますか。

○長谷川政府委員 禁止もしくは制限をせられるべきでありということなのです。従つて客観的情勢、国内のいろいろな国民意欲、またすべての点から判断をいたす、といふのは要するに通産省がこれの判断を下す前に、公けにこれを審議をした結果これは禁止をしないでもっと健全化していくべきであるという結論が出ました。その諸問題から出ました以上は尊重いたしました。その方向に進む、従つてその尊重したということは、先ほど申し上げました通りなるべく健全化していく、そしてなるべく制限も加えていく、そしてギャンブルではあるけれども、そのギャンブル性はなるべく押えていくべきであらう、こういう角度から、さらに検討をしてこの法案を提案したわけでございます。

○片島委員 今回の関連して……そこでその審議をされる場合に、私は伺いたいのですが、今国民的意欲とか、大衆が好むと言つたが、今かりに娯楽としても、映画をやめると言つたら、それは一般大衆がたすきがけで怒つてきますよ。ところがこれだけ大衆が好んで、非常に国民的な意欲もあり、大衆娯楽化したといふのが、そういう審議会に、これをどうしようも存続してもらいたいといふて来た者に、競輪を見物に行くと人たちの団体なり個人があつたでしようか。一般の行ききた人がこれをして止したら困ると言つたが、これを止してあなたの方にデモでもかけてくるという危険でも感じなかつたかどうか、その点を一つ伺ひたいのです。(今来てゐる)と呼ぶ者あり)今来ておるのは、これは競輪をやめたならば生活に困るという、いわゆる競輪をやつておる人たちなんですよ。見に来る人たちはその何百倍、何千倍という人たちがおるわけなんだが、それが国民的意欲だといふのが、その団体なり個人があつたの方に陳情に来ましたか。存続しておいてくれと、あるいはこれをやめたならば私は承知せぬと言つて、あなたの方に危険を感じてくらいに陳情して来ましたが。今ちょっとした法律を改正するのでも、ごろんなさい、会館に押しかけて来る。競輪を見に行つた人でたつた一人も通産省に行かぬと思ふのだが、ありましたか。

○長谷川政府委員 審議会の節に、そういう一般の人が廃止されては困るという陳情があつたかといふことですが、これはないやうでございます。今日では、これはやめては困るという方々はたくさん私どものところには来ております。

○片島委員 私は競輪関係者には見て楽しむ人と、それからやつてもうける人と二つあると思ふのです。見る人は、さつきから佐々木君が言われたやうに、二割五分のピンを先にはねてとつてしまつたあとの七割五分でやるのだから、どうせ全部合計してみれば損なことはきまつておる。その大衆衆の中からあなたの方に圧力をかけて、せひともやつてくれ、損してもいいのだ、たまにもうけることもあるから、さういふやうにしてあなたの方に相当の圧力がかつたか、あるいはさうでなくして、それを今やつておることにやつて生活をしてゐる人の圧力によつたのか、こういう点を伺ひたい。

○長谷川政府委員 身に危険を感じるほどの圧力を受けた覚えはございませう。

らば生活に困るという、いわゆる競輪をやつておる人たちなんですよ。見に来る人たちはその何百倍、何千倍という人たちがおるわけなんだが、それが国民的意欲だといふのが、その団体なり個人があつたの方に陳情に来ましたか。存続しておいてくれと、あるいはこれをやめたならば私は承知せぬと言つて、あなたの方に危険を感じてくらいに陳情して来ましたが。今ちょっとした法律を改正するのでも、ごろんなさい、会館に押しかけて来る。競輪を見に行つた人でたつた一人も通産省に行かぬと思ふのだが、ありましたか。

○長谷川政府委員 審議会の節に、そういう一般の人が廃止されては困るという陳情があつたかといふことですが、これはないやうでございます。今日では、これはやめては困るという方々はたくさん私どものところには来ております。

○片島委員 私は競輪関係者には見て楽しむ人と、それからやつてもうける人と二つあると思ふのです。見る人は、さつきから佐々木君が言われたやうに、二割五分のピンを先にはねてとつてしまつたあとの七割五分でやるのだから、どうせ全部合計してみれば損なことはきまつておる。その大衆衆の中からあなたの方に圧力をかけて、せひともやつてくれ、損してもいいのだ、たまにもうけることもあるから、さういふやうにしてあなたの方に相当の圧力がかつたか、あるいはさうでなくして、それを今やつておることにやつて生活をしてゐる人の圧力によつたのか、こういう点を伺ひたい。

○長谷川政府委員 身に危険を感じるほどの圧力を受けた覚えはございませう。

せん

○片島委員 これはさつき自治庁の方
も言われたように、地方財政の問題と
してはこれは問題があると言ってお
る、これによって地方財政を潤してい
こうという計画は自治庁自体も持たな
いし、またこういうものによって地方
財政を何とか立て直そうというのは邪
道ですから、それは私は別問題だと思
う。そうすれば他の射幸的娯楽との均
衡、それから大衆が好んでおる、これ
だけの理由しかあなた方にはないのだ
が、私が言うのは、実はそういうこと
はあなたの方の言いわけであって、こ
れによって生活をし、これによって財
政的に潤っておる市町村と、こういうこ
とになるのです。だからこれを実施し
て生活しておる人々をどういうふう
うにして見ていくかということ、こ
れによって潤っておる地方財政は、廢
止をすれば損をしますから、それをど
ういうふうにして地方財政的に見てい
くかという、これが二つの大きな問題
であって、それ以外にあなたの方が掲
げている理由というのはすでに議論の中
から消えてしまつておる、それを私は
言っておるのです。どうですか。

○長谷川政府委員 先ほど多賀谷委員
からの御指摘もありました通り、通産
省だとか、あるいは自治庁だとかいう
ことでなく、公平に見て均衡を欠くこ
うなことについては、私はそうなすべ
きであるという考え方を持っております
。従つてまた、たとえば競輪とか
オートレースとか、あるいは競馬とか、
こういうものを果して各省が持つてい
くべきものであるかどうかという点に
ついて、私も疑問を持っております。
もしこれを継続させるといふならば、

これは私個人の考えでござりますが、
そういうような性格を持ったものをど
こか一方所に、たとえば自治庁なら自
治庁で持つて、そうしてその運営に當
る、さもないければ新たにこういうもの
を別個のところに置いた上に立つて運
営に當るべきである、こういうように
私は考えます。

○小平(久)委員 今たまたま政務次官
から競輪だとか、オートレースだとか、
そういうものを存続するとすれば、ど
こかにその中心の機関を作つたら
いいじゃないかという発言があつたの
ですが、実は私もかねがねそういう考
えを持つておつたわけですが、先般来同
僚佐々木委員のうんちくに富んだ質問
をわれわれも押しておつたのです
が、それに答へられる重工業局長は、
はなはだ気の毒だと実は私は思つてい
る。競輪のために重工業局長が頭を使
うということばばかばかしいことだ、
しかも収入の恩恵に浴する点からい
えば、各地方公共団体の方が十倍も多
い。それなのに通産省、特に重工業局
の主管でこの競輪をやっている。自転
車を作る方に頭を使うのはけつこうだ
が、競技方法をどうするの、衛生をど
うするの、そんなことまで重工業局
長の所管でないといわれれば考えてい
る。もちろん今法律がたまたまそうで
きているから、やむを得ずこれは局長
がやっていると。そこで賢明
なる政務次官はすでにそういう今の状
況が適当でないという見解を示された
のですが、どうですか、両事務当局と
して、私はむしろ自治庁あたりにや
つたらいいと思うのだが、何が何でも今
のような建前で、競輪場の運営は直接
通産省が監督している、しかもどこで

やるかは自治庁がやる。これも先ほど
来言われているように、地方財政に対
する寄与と均衡、これは再三国会でそ
の論が出てゐるが一向実現していない
ようだが、それらの点を勘案して事務
当局としては今のやり方をどう考へて
いるか、これを一つ両事務当局から
伺つておきたい。同時に政務次官に
は、今の政務次官の発言というものを
どうか大臣ともよく相談なさつて、政
府としても何か適当なところに集中し
てやるようにして、重工業局長などに
こんなつまらない——つまらないと
言つては、おこられるかもしれない
が、あまりこんなことに頭を使わせな
いように、もっと大切な仕事に頭を使
わせるように御努力をお願いしたいと思
います。

○長谷川政府委員 先ほど加藤君の質
問がありました通り、競輪をたとへば
一個所にやると、均衡してないから、
させないなら私の方はオートレースを
やろう、モーターボート・レースをや
ろう、こういうことになつて参ります
ので、ギャンブル性というものは私は
ますます蔓延していくであらう。であ
るから、先ほど申し上げたように、健
全なものにしていくというのには、ひと
り競輪のみではないと思う。金額の大
小があつて競輪というものがあげられ
るかしれません、金額の大小によつ
て解決すべき問題でないと思う。少く
とも政治を行う以上は、全般を見た上
においてその均衡をとらなければなら
ない、こういうふうに私は考えます。
こういう点から考へるならば、同種類
のようなのは一つ、たとえば自治
庁の監督下におくならば別個のものに
して、これは収入とするなら収入とす

るはつきりした道を立てるべきであら
う、こういうふうには考へる。たとへば
通産省でやつて年間六億円の金が入
つてくる。この問題について今日皆
さんの御審議をわざわざしておるとい
うことは、これは一つには、それがい
けないという意味でない。日本全体の
政治の上に立つて均衡という点から見
て、皆さんの御指摘しかりであらうと
考へますので、ただいま小平委員の御
質問の通り、十分これは、私たち各省
において考へたというのではなく、議
員全般の問題として考へるべきであら
う、すなわちこれがそもそも誕生する
と同様な観点に立つてこれから考へて
いくべきであらう、こういうふうに私
は考へます。

○田中(武)委員 最後に一言だけ長谷
川次官に確かめておきたいと思いま
す。長谷川次官は先ほど、通産省とし
ては競輪は将来廢止する考へを持つて
いない、こゝに言明せられました。そこ
で先ほど来問題になつております参議
院の商工委員会の附帯決議、すなわち
すみやかに禁止もしくは制限せらるべ
きであるという附帯決議に対して、長
谷川次官の先ほどの発言は、この参議
院の附帯決議を無視してないかとい
うことだけを確かめておきます。

○長谷川政府委員 私は参議院の附帯
決議というものは無視しておらないと
考へております。ということば、禁止
もしくは制限をするということばござ
いまして、りっぱに附帯決議の御趣旨
を十分尊重いたしまして、趣旨を尊重
した上に立つて制限をし、そうしてそ
の健全性を保とうというところにある
のでございまして、附帯決議は私は
滅却してない、こゝ考へておりま

す。尊重していると思へております。

○佐竹(新)委員 私はこれはわが党も
出してありますから、質問しようと思
つたのでありますが、質問せぬこと
にして、ただ一つ申し上げたいのは、ほ
かに運輸委員会の方に出ているポ
ートレースの法案は審議未了になるや
に承つておるのであります。こういう
ことでは同じ政府で同じ競走に關係の
ある法案の扱いとしては私はどうも
おかしいと思う。だからよく連絡をと
られて、そうしてポートレースと競輪
が、あるところではこれが同じ日に
なつてみたりして競輪の方がいろいろ
圧迫を受けるというようなこともあ
り、非常に運動が行われている。これ
を審議未了にするというふうな考へ方
があるらしいのです。そこでこゝいう
問題については野党へも話してもらつ
て、なるべく通すなら通すように、廢
止するなら廢止するようにしたらどう
かと思ひます。

それからもう一つは、何か与党の方
ではドッグレースをまたやるといふよ
うな話が出てゐるやうです。こゝいう
ことは競輪が問題になつてゐるときで
すから、これもまた長谷川政務次官は
政府の方で一つよく考へになつてい
ただきたい。

○山野(説明)委員 たいだいまの小平議員の
御質問にお答えいたします。たいだいま
通産政務次官の方からお話ございま
した通りでございまして、今後自治
庁と通産省とよく話して参りたいと思
います。

○福田(委員)長 これにて両案に対する
質疑は終局いたしました。
この際委員派遣承認申請の件につ
いてお諮りいたします。内閣提出中小企

業団法並に水谷長三郎君外二十三名提出中小企業組織法案、中小企業の産業分野の確保に関する法律案及び商業調整法案、以上各案審査のため、現地に委員を派遣したいと存じますが、衆議院規則第五十五条により、議長に委員派遣承認を求めることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。なお開会中のことでもあり、航空機往復利用についても議長にあわせて承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

委員派遣承認申請に記載する派遣の目的、派遣委員の氏名、派遣の期間、派遣地名等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

この際午後二時まで休憩いたします。

午後一時五分休憩

午後二時十七分開議

○福田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず貿易に関する問題について調査を進めます。質疑に入ります。質疑の通告がありますのでこれを許します。帆足計君。

○帆足委員 新聞その他で伝えられておりますように、中国との第四次民間貿易協定を結ばねばならぬ日取りが

迫っておるわけでございます。五月の三日に満期になりますから……民間協定でありますけれども、両国民間の信義、あるいは国際礼儀上から、われわれとしてもまじめな態度で期限の参ります前に適当な意思表示をすることがきわめて重要であると思われまうが、この第四次協定の準備に際しまして、政府が国際情勢の面を善処しつつ良識をもってこれに協力するという合理的態度を示されておることに対して、私たちはこれを了とし、感謝しておるものでございます。特に新聞等の伝うるところによりますと、前の石橋通産大臣の言葉に従えば、すでにオアソレートになった、時代に適合しなくなったチンコム制限を修正するという方向に諸般の情勢は進んでおり、アイゼンハワー大統領からもこれに対して適切な発言があったような状況になっております。もちろんそれが適当な形で実現するまでには、諸外国との歩調も考え、アメリカ政府のいろいろな事情も考慮いたしまして、通産大臣としては外務大臣とともに善処されておることと存じますので、この際あまり立ち入ったことをお尋ねいたそうとは存じませんけれども、今日のところ民間では、国際貿易協会の会長であった村田さんという非常に有力な財界の指導者を失ったというので、多少第四次協定の進行が停滞しておるような状況も見えております。また民間協定ではございますけれども、両国民間団体相互間の相談を東京でやったがよい、北京でやる方が有利であるか、両国の貿易増進のためにいづれが適切であるかというようなことについて、これは別にイデオロギーの問題

ではありません、便宜上の問題でありまして、関係方面で相談が進められておりますけれども、多少連絡不十分などところもありまして、いまだに結論に至っていないような状況でございます。従いまして、この問題についての指導、協力の任にある通産大臣といたしましては、一つ与党内の意見をおまとめ下さって、また産業界の意見をも十分に徴されて、今日最後の御決断を今この席で承わりたいと思はれまうけれども、一両日くらいに意思表示ができませんように取りまとめまして、一つ御協力、ごあつせんをお願いしたいと思ひます。まずこの点につきましても、通産大臣のお心持のほどを承わりたいと思ひます。

○水田国務大臣 今度の協定にどういう態度をもつて臨もうかという問題につきましても、民間のいわゆる三団体がつきましても、政府は必要に応じて政府の考え方なり、そういうものは、団体側と連絡して、政府の考えも随時述べるといふようなことで連絡をとってやっています。私は考えておりますが、まだ開催地の問題につきましても、正式に三団体側から政府に連絡があり、政府の意向を徴するということと、ろまで参つておられませんので、そういう問題が出てきましてから、政府としては適当に善処したいと考えております。

○帆足委員 実は第三次協定の満期があと十日内外に迫っておりますので、従いまして一両日中にきめませんと、時期的にも間に合わない状況になります。私も承わっておりますことによりますと、与党及び政府の間で多少意見の食い違いもあるように承わっておりますが、一つ至急通産大臣にごあつせん願ひしたいと思います。社会党といいたしましては、今日未解決の諸懸案が錯綜いたしておるようでございます。ならば、東京で会談を開くことを希望いたしております。またもしどうしても北京で開く方が両方の国にとって都合がいいという結論が業界または政府の方で出になります場合には、それは各重要項目につきましても、大体こういうラインに沿って数歩前進の解決策を持つというのを御指示下さるなければ、これは超党派の実を上げることは困難と思ひますから、いづれにいたしましても、問題を合理的に明確にして貿易増進に時期を失しないようには願ひしたいと思ひます。岸さんが六月中旬にアメリカに行かれますから、本来ならば、そのあととなれば一そうすべてが明確になってよろしいのでございませうけれども、国際情勢は英国を中心としてこの問題について急転回いたしまして、英国はわれわれの商業上の有力なる競争相手でもありますし、協定の期限は五月三日で切れますし、また岸さんの渡米前に国際情勢はある程度まで落ちつくところに落ちつくというようない点もありまして、現在懸案になつております諸般のことは、今日の国際常識を逸脱するほどのあまり急激な変化というほどのことは、今課題になつておりません。大体において穏当な、合理的な常識によつて、一歩々々問題を、平和並びに貿易増進の方向に解決していくということが課題になつておるのでありますから、私はこの際、速急に問題の所在を明らかにして、それについて政府の善処される最終的態度をほつぽおきめになるというこども、六月、七月になつてからでは時期的におそろひでございます。七月になつてからはまたその後のことにいたしまして、現在の諸情勢下において取りきめし得る諸般の問題について、多少結論を急いでいただきたい。この一両日中くらいに大体の方針をきめていただかなければ、政府関係のお考えと与党の間で十分な懇談がまだなされてないということでは、われわれとしてもまことに迷惑でありまして、何か社会党が格別の意見を持っておるからまた問題がもう複雑になるのかのごとく伝える向きも一部にありますが、これも必ずしもそういうことではございません。これは超党派的な考え方であつて、合理的に漸を追うて解決すべき課題であるというところを、私も十分承知いたしております。大抵は御多忙でしようけれども、財界はもう大阪の財界までござつて、次の協定をもつて手がたい、実際の、時勢の要求に沿つた協定にしたいという、財界の世論、新聞社説の記事などは、こぞつてこの問題を論じておるわけでありまして、私も衡に當つておる者の方が多少立ちおくれて、せつかくの貿易増進に熱意のある議員たちの行動が逆に貿易の阻害になるのではないかと、いふような非難すら

一部に起り始めておるような状況でございますから、どうかその辺のところを主管官庁としておくみとり下さって、通産大臣として積極的に御善処のほどをお願いしたいと思います。

○水田國務大臣 御希望に沿うように十分努力いたします。

○帆足委員 それから今後の問題点につきましても、外務、商工、その他関係各委員会で論じ尽されておりますから重ねては申しませんが、昨年の秋、実は中国側も漸を追うて進もうという態度に、これは池田正之輔君、勝間田清一君の非常な努力によつて了解いたしました。お互いに国際情勢の許す範囲で一歩々々通商を拡大していくという趣旨に同じであるから、その通商あつせんとか調査とかの仕事のために経済の専門家を交換しようではないかという話のときも、直ちに政府の公的代表を交換するということになる。と今日角が立つから、民間の性格の駐在員の交換でまず出発しようではないか、こういうふうな話が進みましたし、また今日の為替決済の問題も、現物商品の取引が行われておるわけでありますから、それに即して為替決済をできるだけ経済的にまた迅速に行うようにしたい。しかしそれも政府間のオープン・アカウントとか中央銀行間の相談ということになると、まだ現在直ちに実現することは困難であるから、民間の為替銀行がお互いに業務上いろいろな支障をなくすように話を進めたいというではないか。私はまことに昨年の秋の話し合いはきわめて実際的であつて、政府当局も双方をあげて賛成なさるような点で話がまとまつたと思ひます。この話し合いは第四次協定

に移るまでに実現しておいて、そして第四次協定を能率的にやろうという話し合いになつてゐるわけでございます。これは政府当局も御存じで、そして大体これは穩当な線であるから、その実現には政府としてもこれを了としようというふうに従来承つておりますが、あと十日に迫りまして、私もが誠意ある態度を示しませんと、どうも日本国民は外国に参りまして体裁のいい言葉だけをつくるいふすけれども、責任感が少し足りないのではあるまいか、道徳的に少しインフレートしておりはいないかという感じを与えることはまことにまずいことと思ひますので、誠実に話し合つて先方も譲歩し、こちら譲歩して話し合ひましたことで、それがまずおよそ合理的であり、實際的であるという問題に対しては、誠意ある態度を示すことが私は日本のためにまた兩國の経済交流増進のためにこれは有利であると存じますから、この問題につきましても至急事務的な研究及び結論を急いでいただきたい。また民間駐在員といつたしましても、業務のどういふ仕事をするか、それから国際慣例に従ひまして、民間と申しますもののやはり生命、財産の安全等につきまして責任ある考慮もしてあげねばなりません。しやうし、またこれは相互主義であつて、日本の方から向うへ駐在員を置くことすれば、それに対するいろいろのこちらから要望があります。同じように先方からも希望がありましようし、そういうことも早く外務省当局並びに通産省当局において意見の交換をして、貿易国でございますから、海の国でございますから、できるだけ良識に従つた措置が講じ得

られますように、その御相談も急いでいただきたいと存じます。それにつきまして通産大臣の、これも最後の結論とあえて申しませんが、お心組みのほどをしかと承つておきたい。

○水田國務大臣 政府としましてはやはり御意見のようになしたい、こういう考えで今事務当局においてもいろいろな検討をしておりますし、必要に応じて関係省の相談をしたいと思つておりますので、従来言われていました通り、今次の交渉におきまして、日本側にとつても有利な、また兩國の貿易を拡大するために必要な、合理的な協定をやりたいと政府も望んでおりますので、その線に沿つた努力をしたいと存じております。

○帆足委員 それでは、従来、新聞にも十分伝えられており、国際世論の各國の記事を見ましてもまず妥協などところであらうという支持を受けております民間駐在員の交換、それから業務上の観点からする為替上の取りきめ、その細目のことは研究課題がまだ多少ございしますが、大綱においてはその実現に政府は御協力下さる、そしてそれを實現することが實際的であるという御熱意をお持ちであるかどうか。それを御持ちであるならば、これは小さなことは技術上の問題でありますから、また運用上の問題で私は大部分解決すると思つたのです。従ひましてこの二つの問題を実現せられるお考えを有せられるかどうか、それだけを承つておきたい。

○水田國務大臣 そりいう考えでございます。

○帆足委員 そりいう基本的問題が解決いたしますれば、さらに次の問題と

いたしましては、何といつても重要なのは中国側からの輸入原料の買付でございます。これは日本側がある意味で有利な点でありまして、輸出にとつてもこのために非常に有利でございます。たとえば大英帝國は特免によつてブルドーザーを多少日本輸出いたしました。したが、その見返りで買つたものは何かといえは卵を買つた。卵を買つてブルドーザーを輸出する。これは極端な例ですけれども、そういうような方程式になりがちであります。日本としては中国から工業塩を買つ、粘結炭を買つ、原料炭を買つ、マグネシア・クリンカーを買つ、ホタル石を買つ、大豆を買つ、こういうような日本の工業及び国民生活の維持にとつて、きわめて重要な関係にある相当量の資材を買つことが出来るわけでありまして、ただこれが従来のようにスポット買ひにいたしては上つた値段で買つてしまつたとき、きつた値段で買つてしまつたとき、こちらも買付に非常に支障を來たす。そうしてそこに近接距離であるといふ有利な点はむしろ消えてしまつて、たにお互いにその場で瞬間の利益を得ようとする。これは兩國貿易円滑化のために、非常に得策でないことは大臣の御承知の通りであります。従つてこれらの商品につきまして品質と値段がわれわれに満足なものであり、距離といふことをお互いに考慮して、できるだけ他に比べて若干サービスし合うといふような精神で話し合うならば、ある程度安定した、品質の適合し、かつ平均した商品を日本に入れることができ、それは日本の原料商を緩和することに多少なりとも裨益するこ

とになると思つたのです。従ひましてそれらの買付ということになると、しかしやはり輸入計画、為替計画、またバーター計画等と連関いたしまして、政府の積極的な御理解と御指導がなければ、業界は成果を上げることに困難であらうかと思ひます。また政府のそういう御理解、御指導のもとに中国側と話を進めて、一歩進んで品質、価格その他の問題について長期にわたるよい相互の了解を取りつるということも、そういうのみ可能でございます。そういうことにつきまして、今後協定は専門委員会ができて、分科会で各業種別の専門家の結論を出すに當つて十分な、實際的な検討が行われると思ひますが、それに対しては政府当局は積極的に、これに直接または間接に參加していただいて、また資料の提供その他便宜をはかつていただいて、それがきわめて實際の見地の上で話が進みますように御協力をいただきたい。また見返りの輸出品につきましても、できる限り同様の見地で、政府当局の好意ある協力、あつせんをお願いしたい。これが業界及び兩院議員連盟共通の要望でありますけれども、大臣といつたしまして正式に本日この席で、大臣のお考えのほどを承つておきたいと思ひます。

○水田國務大臣 今お話しのように、たとえば石炭とかあるいは鉄鉱石——鉄鉱石の輸入は今やつておりませんが、こういう日本の基本産業に必要とする物資といふようなものは、条件が折り合ひ限り、やはり私どもとしては長期契約といふようなものが望ましいと考えておりますので、交渉の過程におきまして、国策に沿う線の取引につき

ましては十分協力いたしたいと思ひます。

○帆船委員 政府の方でそのように積極的な御協力がありますならば、中国との貿易は、世間の一部で過大に評価されているほど大きなものではないが、また一部で過小に評価されているほど小さなものでもない。かりに日本貿易の総額の二割とすれば輸出入合計十二億ドルになります。しかし二割までいくことは容易なことではありませんが、一割になることは当然なことだと私は思うのです。しかし一割としましても三億ドル、輸出入合計六億ドルというわけでありまして、これは非常に大きな数量でございます。また三億ドルといえは、非常に大きな人口を養うだけの数量で、三千万ドルで百万人養うとすれば、七百万人養うほどの貿易でございます。子供に換算すれば一千万人近くの子供を養い得る貿易額でありますから、やはり非常に熱意を持ってやらなければならぬ。最小限の熱意と誠意をもってやらなければならぬ日本国民の課題であると思ひます。

中国貿易のことのみ考えて、東南アジア貿易の重要性とか、また今輸送機関が非常に進歩しましたから、ヨーロッパ、中南米、アメリカとの貿易の重大性を忘れる人が一部にあることも私は存じておりますが、そういう考えは間違っております。日本は海の国であつて、アメリカ、中南米、遠くはアフリカ、ヨーロッパ貿易まで非常に重要である。そして東南アジア貿易もさらに重要である。たとえていえば、アメリカその他の貿易を三割とすれば、東南アジア貿易は三割、北アジアの貿易が朝鮮台湾を含めて三割くらいにな

れば、それは三、三、三その他で理想的均衡状況であらうと思ひます。しかし大臣も御承知のように、原爆は水爆の時代に移りましたし、ことしからジェット機はもはや誘導弾に移つております。これは驚くべき歴史の變化です。私は五年前に、世界の陸軍は、大體その存在は消えていると思つていました。二年前に世界の海軍はほぼ消えた。そしてことしになつて世界の空軍はほぼ消えてしまつて、今残つてゐるのはロケット砲と水爆だけです。日本の四百万の軍隊が消えたと言ひますけれども、あれは原爆のショックで消えましたが、世界の軍隊が消えておることも、あたかも何百光年前に消えた恒星の光の影を私たちは見ているだけであつて、現在世界の軍隊といふものはほとんどなくなつておる。そしてその影を見て、残務処理をしておるにすぎない。やがて私の言つたことが真理であるかどうか、五年後、十年後には私どもの網膜に映る、手にさわるような形に現れてくると私は思ふのです。

なぜかういふことを申し上げるかといふと、世界の経済は、軍事費といふものが相當の部分占めておりまして、それは経済循環の大きな要因であつたわけですから。しかし天下の大勢は、すでに聡明な英國がこれを示しておりますように、やはり軍備縮小の方向にいき、最後に残るのはレーダー、ロケット砲、原爆、そしてそれはあるものではないと思つたほどコストがかかるものではないと思ふ。そしてその均衡のために世界は恒久平和の方向に向うであらう、これはだれしも予想しつゝあることです。そうなると思ふれば、

その平和に向いつつある世界において最も重要なものは、やはり平和貿易といふことになる。今日貿易に対して必要な手を打たない國民は國際場裏において取り残される。いんや、原料の大部分がなく、食糧の三割が足らぬ小さな島の中に非常に多くの一億近くの人を擁しておる日本としましては、貿易に対しては私はさらにに大きな関心と積極的態度を寄せる必要があると思ふ。これは一つは北アジア、一つは東南アジアの二つに課題があるわけでありまして、決して中国貿易だけでは打たなければならぬ。東南アジア貿易に対してこそ超黨派的な議員連盟のようなものが必要ではあるまいか。これらの國の何割かは、御承知の通り社会主義政権でございます。また長い間貧乏を苦しんでおつた政權でありますから、保守黨の諸君よりか社会黨に感覺的に近いものがあることは諸兄の御存じの通りであります。従ひまして、東南アジアの貿易について社会黨の發言やその特殊の時代感覺などを大いに超黨派的に活用していくといふことは、これは國民的に見まして有利な点であるので、今後は日印協会とか、インドネシア協会とか、ビルマ協会などに、單に保守黨の方々のみではなくて、合理的な革新政黨の人も積極的に参加して、両々相待つて東南アジアに對して目を開く必要がある。もつと適切な手を打ち、もつと日本を理解してもらひ、彼らの國を理解する必要があることを、私は数次にわたる東南アジアの旅行で一段と痛感いたしましたのであります。それとともに中国に對しても合理的な手を打たねばならぬといふ

ことでありまして、私も口を開けばいつも中国貿易、中国貿易と、その万能を言つてゐるわけでは決してないのでございます。その点は大任におかれなくてもよく御理解を願ひまして、必要にして適切な實際的な手を、今後とも打つことに御協力を願ひたいと思ふ次第でございます。

最後に武漢、広州で今年の暮れ見本市を開くことになつておりますが、昨年は六千万円の補助金をいただきました。これから嚴重な監査を通産省当局にしたいと云ふように、私は最初からお願ひしておりましたが、幸ひに取支つくなつて、予期以上の成果をおさめたといふことは御同慶の至りであります。が、それでも中国側から金にして六、七千万円くらいの努力出資または事務所等の協力があつたわけでございます。今年は廣州と漢口でいたします。秋には英國もまた大展覽會を開くことになつておりますので、私は英國に負けないように一つお願いしたいと思ふのです。経費などの点でこれでは多少苦しいのではないと思ひます。と申しまして通産省の予算を急にふやすといふことも困難でございます。それから、各地方庁で昨年も非常に出品を助けたのでございまして、通産省當局としましては、地方庁とも密接な御連絡をせられまして、適当な費目で地方産業奨励の若干の補助金などもお考え下さいまして、そうしますれば通産省がそれほど熱心であるならば英國その他の國、チェコスロバキア等の展覽會に負けないように協力しようといふことで、政府の方で御奨励になつた金額のまた何倍かを、地方では特に産業

を尊重する府県では、支給することもできる、かういふふうには議員連盟の方たちも申しておりますから、その辺のところを御研究下さつて、各地方庁と十分御連絡下さつて、世界に誇るべき、中国にぜひ見せたいといふようなよい商品を御発見下さつて、欧州並びに東歐諸國に負けないような展覽會にしたいと思ひます。それにつきまして通産大臣の御所見を承わりたい。

○水田國務大臣 政府の方の予算は今おしやられたように六千万円しかございせんが、各地方庁とのいろいろな話し合いによりまして、そういう余地のある限りは協力してもらつて、りっぱな展覽會にしたいと思ひております。

○帆船委員 最後一言お耳に入れておきたいのでございます。私は第一回目の中貿易協定以来三回にわたつてずっと引き続いてこの交渉の任に當りました一人でありまして、中國側といひましては、同類物資交換の法則といふことを大へんやかましく申します。たとえて申しますならば粘結炭を輸入して中華どんぶりやシヤタケを輸出するといふようなことでは中國建設に支障を來たす、日本の必要とする粘結炭を年に百万トンよの品質のものを提供しようと思へば、その石炭の山に必要な資材、設備、勞働力を授下せねばならぬ、安んじてそれを授下するならば、日本側から安定した形で買ひ付けていただくと同時に、見返りの品物を中國の平和建設に必要なものをいたしただけならば、自分の方としては安心して石炭の開発の方に日本向けとして設備なり勞働力を授下することができ

る。ところが従来のように、諸般の制限があつて、石炭を買い付けてそのかわりに砂糖を買つてくれとか、シタケを買つてくれというのだけでは困る。そこでそういう意味で等価交換をしたい。これは御承知のように、昔植民地または半植民地の時代には、農村と都会のような関係が植民地経済には支配しておりまして、不等価交換になつておりました。苦い経験が植民地にあることは博覧の大臣のよく知られる通りです。そういう点も考慮して先方は言つておるのでございますから、私は中国側の言う言葉の中で、お互いに相手の立場に立つてみて合理的な要求に対してはやはり理解ある態度を示さねばならぬと思つた。しかし第一次から第三次までの協定において、その原則に従つて甲、乙、丙を分けたけれどもその具体的実行におきましては必ずしも今日の情勢に適應するようになつていなくて、その分類的仕方のためにかえつて進むべき貿易が阻害されているという実情が多々あることは御承知の通りでございます。昨年の秋このことを私も強く主張いたしましたところが、先方もその事実に対しては了として、その点については技術上の観点から再検討しようということになっております。私どもの見通しとしては、一挙に全部のカテゴリーを撤廃することが可能であるか、合理的であるか、これはまだお互いに意見を交換する余地があるかと思ひますけれども、しかしこれを実情に即して修正する、そうして過去の植民地貿易のような不等価交換でなく、向うから言うような最高度の有用なものを買うときは、こちらからも制

限の許されております範囲であつて、その範囲でよいものを相当出す、また向うからせたいく品や不急不要の品を入れますときは、こちらからもせたいく品や不急不要の品物でもまた別な意味では有用でありますから買つてもらう、こういう意味の理解は私は相互に必要だと思つた。ですから、世間の一部でこのカテゴリーのことが論議されておりますけれども、中国側の要求の中にも了とすべき要求もあるということ、また私もこれを相当改正する必要があると考えておりますことも実情に即しておること等もお考え下さいまして、この問題についても十分な事前の御調査と御理解をお願いしたいと思います。

最後に、今日協定満了を十日前に控えて、まだ先方に電報を打つことができないという状況はまことに遺憾なことでありまして、これにはたれに責任があるかなどということも私もはあえて申しません。新聞ではいろいろのことを申し上げておられますけれども、われわれ不徳のいたすところだと思ひます。しかし少くとも政府と与党の間で十分な意思の疎通が、お忙しいからでございますし、ないということでは私どもとしてまことに遺憾なことではございます。別に責めるわけではございませんが、そのため大へん困つておるわけでございます。従ひまして、先ほど通産大臣から意見もありましたけれども、本日宇田國務大臣にも私申しておきましたから、至急政府と貴閣において意見をお取りまとめ下さいませう。この点を重ねて要望いたしました。質疑を終りますが、大臣の所見を伺います。

○水田國務大臣 ただいまの御趣旨の点は十分了承いたしました。

○鹿野委員長代理 次に工業用水に関する件について調査を進めたいと思ひます。

質疑に入りますが、質疑の通告がおりますので、これを許します。加藤清二君。

○加藤(清)委員 再三のお呼び出しで恐縮でございます。

御承知の通り、わが国におきましては、工業の発展に伴ひまして非常に電力の不足を訴えておられますが、それと同様に、工業用水の不足に伴つてこのあまたの悪影響が散見されるのでございます。これについて一休通産大臣はどのような御計画をもつて対処されるようになさつていらっしゃるのか、まずその点を伺います。

○水田國務大臣 工業地帯の育成のため、御承知のように政府の中では関係官庁で計画を立て、そうして道路、港湾、工業用水総合計画のもとに、工業地帯の育成をしようということとでたゞいまやっておりますが、従来は工業用水の問題にしますと、地下水帯に対して政府が補助金を出すということしかやっておりませんでした。さらに今年度から工業用水計画におきまして、一定の程度より高い水になるようなものについては国が補助をするという方向に踏み切りまして、今年度から新たに北九州その他をそういう形にして工業用水の整備をはかるという方針にしたのでございますが、引き続きさらに各地点を選びまして、来年から工業用水の補助及び国が補助金を出さないでも低利資金をあつせんすればそれによつて安い水が得られるという地帯については資金のあつせんをやるといふようなことで、逐次解決していきたいと思つております。

○加藤(清)委員 そこで、すでに御承知の通り、本委員会においてさきに工業用水法なるものが上程審議されましたが、これが通過を見ているのでございまして、ほんの序の口であつて、逐次この地域を拡大していくのだ、こういうことに相なつておつたと記憶しております。その後本省におきましてはどのような工業用水法の適用の範囲を広げられておられるのか、あるいはその内容をも拡充する旨の答弁が重々なされておつたわけでございますが、この工業用水法の内容の改善等々どういうふうになつておりますか。

○徳永政府委員 前国会で御承知いたしました工業用水法につきましても、その後その適用地帯をそれぞれ調査いたしました。前年度の予算でございまして、工業用水道の設置地点につきまして、おおむね調査もできまして、地域指定もできております。ただお話を、工業用水法は産業立地行政のほりりでございます。もつと充実強化したいというようなことを申し上げたかと思ひますが、その後工業用水道に關します行政につきましても、関係省との間に話がつきまして、通産省の専管となり、きよな関係もございまして、工業用水道に關します基本法というようなものを用意しなければならぬ責任も生じてきたわけでありませう。来国会におきましては作らなけりといふ段階でございます。

○加藤(清)委員 大臣が閣議に御出席の趣きでございますので、それでは委員長、閣議出席を私はじやましたくございませぬから、大臣に対する質問は保留ということにして質疑を続行させていただきますと思ひます。いかがでございますか。――それでは、せっかく御勉強中の内訳でございますが、内容の変更及び地域の拡大ということが考えられるわけでございますが、一体どの地区に適用範囲を拡大されるか、内容の変更は、どう変るのか、その基本骨子なりともできしておりますら御発表願ひたい。

○徳永政府委員 まだ研究中でございます。中身を申し上げるほどまでに至つておりませんが、ただお尋ねの点と少し違ふかもしれませんが、こういう趣旨のものだということをおわかりいただく意味で申し上げます。工業用水道を設置します場合に、工業用水道には技術上のいろいろな条件もございまして、そういう技術上の条件で施設の内容の最低限度というようなこともきめるようなことをしなければいけません。あるいは今のお尋ねのよう補助金制度を考へるとしまして、補助金制度の考へ方の一般原則といううなものも織り込むといううなことが研究事項にならうかと思ひます。あるいは工業用水につきましても料金がやはり一番ポイントになる点でございますので、それにつきましても認可制と申しますか、そういうことも規定が要るのではないかと。現在工業用水法と申しますのは、御承知のように地下水をくみ上げます場所を制限するための法律といひますか、極端に

○加藤(清)委員　その書類を受け取ってからもう一年の余もほうっておいてからに公園に示して下さいます。

て——もういいかげん工事しなければならぬはずじゃないですか。工事するまでにどうしてそんなに日にちがかかるのですか、その理由を承わりたい。
○戸嶋説明員 事業実施計画につきましては、いろいろ技術上の問題がありまして、一方において水没地の補償という問題もありますので、ある程度補償の見通しをつけるということも必要なのでございます。

○加藤(清)委員 通産省は、公団から提出された事業実施計画並びに農林省が作ったところの事業基本計画書なるものを見て知っておられますか、知っておられませんか。
○徳永政府委員 存じております。

○加藤(清)委員 それでは今の答弁の六円五十銭というものは間違いであるということをおなだ認めますか、認めませんか。
○徳永政府委員 六円五十銭は違っております。

○加藤(清)委員 もとの計画はそうなんだ。
○徳永政府委員 まだ問題は残っております。愛知用水公団は水の太もとを作るのでありまして、工業用水道となれば、県がその水をもらってやるというふうな段取りになっておりますので、県が工業用水道を愛知用水公団からもらってやりますそれがわれわれの仕事の対象になります。その支払い料金をどういう工合にしなければならぬか。そのために国としてどうしなければならぬか、あるいは受益者としてどうしてもらわなければならないかという問題があります。

○加藤(清)委員 その県から工業者が受けるところの工業用水は幾らになりますか。あなたの手元の書類はどれだけになっておりますか。
○徳永政府委員 県側としましての計画は、まだ固まっております。お尋ねの御趣旨は、私が申し上げました、四円くらいは工業用水でなければギャップが出るのだ、それをどうするかということである。問題にいたしておりますし、私の方として問題にしておりまして、これをどういうふうにやりますか、来年あたり問題だと考えております。

○加藤(清)委員 六円五十銭じゃないのですよ。十円なのです。その計画書をあなたが知らぬとおっしゃれば、私は言わぬつもりでございまして、私も知っております。これは十円になっております。もしそれがうそであるというならば、公団なり愛知県なりが、うその指示書を各地に出しているということになる。すでに新聞にも出ている。読みましようか。十円なのです。あなたは知らぬとおっしゃいますけれども、あの受益地帯の各市、名古屋でも、半田でも、常滑でも刈谷でも、みんな通産省の傘下の大きな工場のあるところなのです。そこが、十円ではとてもやりきれません、これじゃ困りますという陳情書を提出して、すでに八カ月の余もたっているはずなのです。それであなたが知らぬはずはない。つまり愛知用水公団が農林省へ最初の計画を提出してしばらくたつた後に、県がこれに付加して、大体これほどになります。工業用水はこれこれ、飲料用水はこれこれというものが、あなたの手元にも渡っているはずなのです。六円五十銭だなんてし

らを切つてくれちゃ困る。いやその後、計画はそうであつたけれども、努力した結果そのように引き下げた、こういうことなら話はわかるのです。私は今計画の方を聞いています。これは十円のことでは困るのだ、これじゃとても工場誘致もできない、きません、こういうことになっていく事実をあなたは知っておられますか、知っておられませんか。
○徳永政府委員 工業用水としまして、工業的に、値段からいって使われるものにならない水の計画であるということも地元の騒いでおる、これは十分承知いたしております。ただ私先ほど申しましたように、計画そのものがまだ確定もいたしていませんし、アウトラインがそのままだらうなるといふことでもありません。現実のわれわれの仕事のテーマとしますと、やりやす時期というか、いよいよ事業に具体的に取つかからねばならないときにものきめなければならぬ、そういう問題でございます。しかし今のお話のように、非常に問題があるというところは、私も先ほど申し上げたつもりでございますが、来年くらいには、来年度の予算折衝等に関連して、問題にしなければならぬわれわれの課題であるということとは、重々頭に置いておるつもりでございます。

○加藤(清)委員 特定多目的ダムあるいは愛知用水、みなしかりでございますが、その所管の省がかりに農林でありあるいは建設であつたとしても、利用者はどうかという、通産省関係の方が多いわけなのです。また法律に

規定された条項の趣旨から参りまして、当然通産省はこれと協議しないしは通産省の同意を得なければ、実行に移すことができないことに相なっているはずでございます。従いまして通産省としては、かりに所管が別な省でありまして、常にこの問題について御留意願いたいと思うわけでございます。

そこで承わりますが、この愛知用水公団法を通過させます折に、十項目の附帯決議があつたはずでございます。その附帯決議は、今やすでに実行に移さなければならぬ各項目がたくさんございまして、それを農林省及び通産省は実行に移しておられますか承わりますか、まず農林省の方から承わります。——御答弁がないようですから、ヒントを申し上げますが、この附帯決議の一番重要な問題は、受益者の負担の軽減ということでございます。受益者の負担が、当初審議されておりました折には、これは農民の方ですが、反当三千円とか六千円とかいうこと

ございまして、だんだん土地改良区、あるいは期成同盟、あるいは支線等々の費用を入れてみますと、反当三万五千円とか六千円とかでございます。反当三万五千円というところは、この土地は買取りより高い値段に相なるのでございまして、これではどういふ水は引けない、こういうことでございます。また工業者がこれを使います場合に、たゞいまあなたは六円五十銭とおっしゃいましたが、それでもなお高過ぎるのでございまして、しかしこれを県が受け取り、県が負担金その他の減価償却等々を勘案いたしましてそらばんをはじきますと、十円の余になるのでございま

す。十円五十四銭ということに相なっております。こうなりますれば、工業者もこれは使えない水を引いてもらつたということになるわけでございまして、こういう点は審議の折にすでに出ておりましたわけこそ、附帯決議につけて、延びた理由が、アメリカから技術を導入するからだというような御答弁では、全く承服できないのでございまして、そういう受益者負担の軽減のために、資金を別途考慮しなければならなかった、それでおそくなつたというならば、まだ話はわかります。しかし事実は今や愛知用水のダム建設くらいで、何もアメリカあたりから受けなければならぬ理由はありません。アメリカから機械、技術を導入したり、外資を導入しなければならぬところの理由とは別途にあるのです。全然別個にある。しかしそれは農林大臣と話し合ふ問題であつて、あなたにそれを突っ込みようとは思いません。そこでこの受益者負担の軽減が、どのようにこの計画書の中に組まれるか、それから企業の簡素化の中に、経費の節約をしてもらいたい——これは一番おしいの方にあります。附帯決議を見て下さい。

十項目のところにあるはずで、それから国内技術の活用と国産機械の愛用、必ずしも外国の機械は買わなくてもやれるということになっているのです。と、あなたの最初おっしゃいましたとおり、理由というものは、これは附帯決議に違反をしてなお遅延させる、遅延はやがて一そう地元の経費負担の増額と、こういうことになりまして、ますます悪影響を倍加させているという結果に相なっておりますが、一

規定された条項の趣旨から参りまして、当然通産省はこれと協議しないしは通産省の同意を得なければ、実行に移すことができないことに相なっているはずでございます。従いまして通産省としては、かりに所管が別な省でありまして、常にこの問題について御留意願いたいと思うわけでございます。

規定された条項の趣旨から参りまして、当然通産省はこれと協議しないしは通産省の同意を得なければ、実行に移すことができないことに相なっているはずでございます。従いまして通産省としては、かりに所管が別な省でありまして、常にこの問題について御留意願いたいと思うわけでございます。

規定された条項の趣旨から参りまして、当然通産省はこれと協議しないしは通産省の同意を得なければ、実行に移すことができないことに相なっているはずでございます。従いまして通産省としては、かりに所管が別な省でありまして、常にこの問題について御留意願いたいと思うわけでございます。

規定された条項の趣旨から参りまして、当然通産省はこれと協議しないしは通産省の同意を得なければ、実行に移すことができないことに相なっているはずでございます。従いまして通産省としては、かりに所管が別な省でありまして、常にこの問題について御留意願いたいと思うわけでございます。

体農林、通産両省とも、どのようにこの問題について御努力していらっしゃるか、また過去はさることながら、将来どうしようとなさいますか。事務当局の答弁を承わりたい。

○戸嶋説明員 まず受益者負担の軽減の問題でございます。結局水道の方にも農民の負担にも一番大きく響きますのは、工事費が上る、ダムと幹線水路が共用施設になっておりますので、そこでこの工事費の節約に努めまして工事費をできるだけ少くしていくということが一番大きな問題だと思っております。そこでわれわれといたしましては、公団のこれらダム幹線水路の工事費をできるだけ下げさせるように今後持つて参りたい、こう考えております。

それからなお外国機械の輸入をできるだけ少くして、国産の機械で用が足りるものはそれでやるようにという附帯決議でございましたが、われわれはできるだけその通りの趣旨でやっていきたい、当初世銀からの借入額を三十六億程度に見込んでおりましたのを、現在のところは大体二十四億程度で押えていきたい、こういうようなつもりであります。

○徳永政府委員 ただいまお尋ねがございましたが、国産機械をなるべく使って輸入機械を節減するというようなことにつきましては、私の方の直接の所管ではございませんが、重工業局におきまして農林省とも十分御相談申し上げて、この線に沿ってやっておるようになっています。

○加藤(清)委員 これ以上の問題、何がゆえにアメリカの技術をここへ導入しなければならぬのか、そういう人間を何がゆえに愛知公団の中に住まわ

せて高い月給を払って、さなきだに高い施設費をより高くしなければならぬのかの問題につきましては、これはもう大臣でないためなんです。そこで本日は、私はこの審議をより正確にしこの法律の目的をよりよく達成するために協力をしたいと存じます。その協力をする前提条件として資料の提出をお願いしたいのでございます。

第一は、公団から農林省に提出された事業実施計画書でございます。すでに施設の管理規程も公団においてできておることと存じます。なぜかならば、六百有余人の月給取りが二年間もただで遊んでおるといふことでございますからすでにできていのはずでございます。これも一つぜひ御提出願いたい。

これと相呼応して農林省から公団に向って送られたところの事業の基本計画書、この基本計画書は大蔵、厚生、通産、建設、自治庁、経企庁の同意が要ることになっておるのでございます。ただしまだこの委員会にかけられた記憶がございません。そこでぜひこの事業計画書を、あなたが可及的すみやかに実施するとおっしゃるならば、可及的すみやかに同意を得るためにもこの事業基本計画書なるものを本委員会に提出されんことを望むものでございます。

第三は、あまた行われております附帯決議のうち、違反していると思われる向きのものがございます。その一例を私は、日本の技術と日本の機械で間に合うにもかかわらず、なぜにアメリカの技術、アメリカの機械を導入しなければならぬのかという点でお尋ねしたわけでございます。つまり

この附帯決議を最初から違反されておるといふことは、言われる方もまことに遺憾でしょうし、言う方も悲しい事実でございますので、その理由を明らかにしていただくための資料を御提出願いたいのでございます。

同時に、通産省としては牧尾橋ダム程度のダムが日本で作られる場合に、外国の技術を導入しなければならぬのか、ほかにはもっとあれ以上の大きなダムがすでにたくさん建設されておる、日本の技術だけでできるはずでございます。果して牧尾橋ダムは日本の技術でできるかできないか。もしできないとするならば、今後の電源開発に大きな支障と影響を与えるので、電源開発の必要に迫られた今日、憂うべき現象でございますから、そういう建設は日本の技術でできるかできないのか。私はできるかと思っております。中国にさえも、外国にさえもこのダム建設の技術をプラント輸出しよう、フィリピンのごときは賠償にもこれを充てようという時期に、なお牧尾橋ダム程度の小さいものになぜそれを受けなければならぬのか、その理由と、それから日本の技術でできるかできないかというところのデータを通産省の方から至急国会中に審議のできますよう御提出方をお願いするわけでございます。

自余の問題については両省の責任者のおられます機会に質問いたすつもりであります。

○戸嶋説明員 今御要求のございましたうちで、管理規程というものは、農林大臣が事業の実施の計画を承認しまして告示をいたしまして、それに基いて公団がやるという態勢になりません

と、施設自身がきまつておりませんので、これは公団も現在考え方としてはいろいろ考えておると思いますが、公団の方でもまだ作っておらないと思っております。

○加藤(清)委員 あなたのおっしゃる通りでございます。それも承知の上で要求しておるのでございます。と申しますのは、それは時間的経過からいけばあなたのおっしゃる通りでございますが、実はそのでき上った将来を予想されまして、すでにいわゆる実施計画書なるものができ上つておるはずでございます。それが出てくればよろしゅうございますが、もしもそれが出てこないということになりましたら、最初から六百人もの多くの月給取りをなぜあそこに雇つておるか、このことは地元の人間にとっては非常な怒りの的になっておる。しかも二年余も何もせぬでおる。公団の総裁はここにいて、いへば、総裁でありながら東京におつて、自分のうちへしよつちゅう帰つてばかりおりながら、出張旅費と宿泊料をもらつておる、けしからぬ、こういうことなんです。それがやがてコストを高くする原因になる、こういうことなんです。だから、いや、実はこういう仕事もやっていると、ああいう仕事もやっていると、ああいうものが出れば、この期成同盟なり土地改良区なりの反対を押えることができる。あなたは御存じかどうか知りませんが、今やもう土地改良区においても期成同盟においてあるというので、町村会で決議して出さぬようになっておるところがたくさんありますよ。私の村などは——県会議長などもしているが、困り抜いてい

るのです。だから愛知公団では技術者が同盟まで結んで、幹部排斥というところを行つておると思つておるのです。新聞がでかかど書いておるのです。私はみえや酔狂で言つておるのではありません。だから、これもやっております。あれもやっております、こういうものも必要だということをあまねく知らすれば、向うを向いておつた非協力者に再びこちらを向いてもらふことができるので、その目的のためにやっております。そんなしやくし定木のことを言われるならば、私ももつとしやくし定木のことを言います。お互いにせつかく生んだ愛知用水はなるべく早く、なるべく利益者に負担をかけずにその目的を達成して地元が発展するように努力すべきではないか、こういう観点に立つてお尋ねしておるのでございますから、一つその点御了承をいただいて御協力を願いたいのであります。

○鹿野委員長代理 本日はこの程度にとどめておくことにいたします。次回は来たる二十二日午前十時より開会することにいたします。

これにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

昭和三十三年四月二十四日印刷

昭和三十三年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局